

第4回 鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 【書面開催】

開催方法：書面開催

報告日：令和8年3月18日

宛先：鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 委員各位

差出人：事務局

1. 書面開催について

令和7年 12 月 25 日付で書面開催しました、第3回実行委員会の議題「実行委員会スケジュール」にてご報告させていただいた通り、第4回 鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会は、今回お送りしております書面での開催といたします。

年度末に当たり、令和7年度1年間の活動状況を委員の皆様幅広く共有する趣旨も含め、2月 19 日(木)に開催いたしました、第3回運営委員会での議案資料を中心にお送りします。今回お送りする資料は、いずれも情報共有を目的とするものであり、本書面による決議・承認はお願いするものではありません。議決の必要な案件については、4月 10 日開催予定の第5回実行委員会において改めてお諮りします。

2. 議題及び報告内容

以下の議題について、添付の通り情報共有いたします。

- ・ 議題 1:運営委員会への委員追加(実行委員会規約の変更)について …(資料1)
→ 2 月 19 日開催の第三回運営委員会(以下、運営委員会)において、
現在「委員」である鶴見区長を運営委員会の構成員(運営委員)に追加すること、並びに、これに伴う、「鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会規約」の改正について報告いたしました。
本議題につきましては、次回の第 5 回実行委員会で委員の皆様にお諮りいたします。
- ・ 議題 2:協賛募集について【総務・式典部会】 …(資料2)
→運営委員会にて共有されました進捗状況をご報告いたします。引き続き、総務・式典部会で検討を進めます。
- ・ 議題 3:プレイベント、オープニングイベント等の検討状況について …(資料3)
【イベント・魅力部会】
→運営委員会にて共有されました進捗状況をご報告いたします。引き続き、イベント・魅力部会で検討を進めます。

- ・ 議題 4: 認定・共催制度について【イベント・魅力部会】 ……(資料4)
→運営委員会にて承認されましたので、制度内容についてご報告いたします。なお、「認定事業」につきましては、4 月から募集を開始いたします。このため、3月下旬に記者発表を行いますため、ご承知おきください。本資料には、記者発表資料案をお付けしております。

	認定事業	共催事業
対象事業 期間	令和 8 年 4 月 1 日～	令和 9 年 1 月 1 日～
申請者へ の特典	・ 名称使用許可 (例:「鶴見区制 100 周年記念認定事業」) ・ 広報協力(記念誌掲載など)	・ 名称使用許可(例:「鶴見区制 100 周年記念認定事業」) ・ 広報協力(記念誌掲載など) ・ 補助金交付(対象経費の 1/2、上限 10 万円) ・ 区民ホール等の会場提供

- ・ 議題 5: キャッチフレーズ・ロゴマークデザインの決定について【広報部会】 ……(資料5)
→運営委員会にて、キャッチフレーズ・ロゴマークについて、統合デザインやガイドライン、取扱要綱等、及び広報グッズについて、報告がございましたので、ご共有いたします。なお、ガイドライン及び取扱要綱は運営委員会時の資料より最新版に更新されました。また公表にあたり、3 月19日(木)に記者発表及びお披露目式が実施されることになったので、予定している記者発表案もご共有いたします。
- ・ 議題6: 令和7年度仮決算・事業報告案について ……(資料6)
→運営委員会にて共有されましたので、ご報告いたします。本議題につきましては、 次回の第 5 回実行委員会で委員の皆様にお諮りさせていただきます。
- ・ 議題7: 令和8年度予算案・事業計画案について ……(資料7)
→運営委員会にて共有されましたので、ご報告いたします。本議題につきましては、 次回の第 5 回実行委員会で委員の皆様にお諮りさせていただきます。

3. 依頼

報告・確認内容をご確認の上、ご意見等ございましたら、2026 年3月31日(火)までに 下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

4. 添付資料

資料1:運営委員会への委員追加(実行委員会規約の変更)について

資料2:協賛募集について

資料3:プレイベント、オープニングイベント等の検討状況について

資料4:認定・共催制度について

資料5:キャッチフレーズ・ロゴマークデザインの決定について

資料6:令和7年度仮決算・事業報告案について

資料7:令和8年度予算案・事業計画案について

次回、第5回実行委員会及び、各部会、運営委員会は下記の日時・会場にて開催予定です。

■日程：令和8年 4月10日（金）

■場所：鶴見区役所6階会議室

時間	内容	会議室	備考
13:30～	実行委員会	8・9号会議室	全委員が対象です
14:00～	総務・式典部会 イベント・魅力部会 広報部会	10号会議室 8号会議室 9号会議室	所属部会に分かれてご出席ください
16:00～	運営委員会	8号会議室	運営委員のみご出席ください

※各会議の進行によって、開始時間・会場当が変更になる場合がございます。

【連絡先】

鶴見区制100周年記念事業実行委員会 事務局
小川・池田

電話番号 045-510-1687

FAX 045-510-1892

Mail tr-100th@city.yokohama.lg.jp

運営委員会のメンバー変更に伴う 鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会規約の変更について（案）

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 運営委員長

1 内容

- （１）鶴見区制 100 周年記念事業の企画実施・運営に係る意思決定をより迅速かつ確実にを行うため、現在「委員」である鶴見区長（渋谷治雄）を運営委員会の構成員（運営委員）に追加する。
- （２）上記に伴い、「鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会規約」別表 1（運営委員会の構成）を改正する。

2 提案理由

- ・規約第 7 条第 6 項では、関係機関・団体との連絡調整、（中略）実務的かつ迅速な判断が必要な事項を運営委員会が担う、とされている。開催年が近づく中で、区役所と地域のより密な連携が必要性を増している。
 - ・前回 90 周年の時同様、鶴見区長と地域の方々が 100 周年について定期的に議論する場が必要であるという意見が地域からあった。
- ⇒鶴見区長が運営委員会に参画することで、行政内の調整を一体的に進めやすくなり、記念事業の実施確度の向上、リスク対応の迅速化、区民・関係団体との連携の強化につながるため。

4 規約改正（案）

■ 改正箇所：別表 1（運営委員会の構成）

区分	現行	改正案
別表 1 （運営委員）	（現行の 5 職） ・鶴見区社会福祉協議会会長 ・鶴見区防犯協会会長 ・鶴見区民生委員児童委員協議会会長 ・鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会会長 ・鶴見区青少年指導員協議会会長	（改正案の 6 職） ・鶴見区社会福祉協議会会長 ・鶴見区防犯協会会長 ・鶴見区民生委員児童委員協議会会長 ・鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会会長 ・鶴見区青少年指導員協議会会長 ・ <u>鶴見区長〔追加〕</u>

5 今後の流れ

次回実行委員会（3月の書面開催時、もしくは4月の会議）にて規約改正議案として提出する。（規約第 6 条第 3 項第 3 号）

参考資料

参考資料 1 鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会規約

参考資料 2 実行委員会名簿

■ 100周年記念事業実行委員会 名簿

No	委員会役職	所 属	役職
1	委員長 兼運営委員	鶴見区自治連合会	会長
2	副委員長 兼運営委員長	鶴見区自治連合会	副会長
3	副委員長 兼運営委員	鶴見区商店街連合会	理事長
4	副委員長 兼運営委員	鶴見区工業会	会長
5	副委員長 兼運営委員	公益社団法人 鶴見法人会	会長
6	会計 兼運営委員	鶴見大学	学長
7	監査 兼運営委員	横浜商科大学	学長
8	監査 兼運営委員	横浜商工会議所鶴見支部	支部長
9	運営委員	鶴見区社会福祉協議会	会長
10	運営委員	鶴見区防犯協会	会長
11	運営委員	鶴見区民生委員児童委員協議会	会長
12	運営委員	鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会	会長
13	運営委員	鶴見区青少年指導員協議会	会長
14	委員	鶴見区自治連合会	副会長
15	委員	鶴見区自治連合会	副会長
16	委員	鶴見区保健活動推進員会	会長
17	委員	鶴見区食生活等改善推進員会	会長
18	委員	鶴見区環境事業推進委員連絡協議会	会長
19	委員	鶴見区老人クラブ連合会	会長
20	委員	鶴見区スポーツ協会	会長
21	委員	鶴見区地域自立支援協議会	事務局代表
22	委員	鶴見区地域子育て支援拠点	施設長
23	委員	鶴見区PTA連絡協議会	会長
24	委員	鶴見区小学校校長会	代表
25	委員	鶴見区中学校校長会	理事
26	委員	鶴見みどころガイドの会	代表
27	委員	鶴見歴史の会	会長
28	委員	鶴見区文化協会	会長
29	委員	横浜鶴見沖縄県人会	会長
30	委員	大本山總持寺	副監院
31	委員	鶴見区国際交流ラウンジ	館長
32	委員	NPO法人ABCジャパン	理事長
33	委員	YOUテレビ株式会社	代表取締役社長

No	委員会役職	所 属	役職
34	委員	株式会社タウンニュース社	鶴見区編集室編集長
35	委員	鶴見区特化型ポータルサイトこれつる～日日はつるみ～	編集長
36	委員	日本郵便(株) 鶴見郵便局	鶴見郵便局長
37	委員	東京電力パワーグリッド株式会社鶴見支社	支社長
38	委員	東日本旅客鉄道(株)鶴見駅	駅長
39	委員	京浜急行電鉄(株)京急鶴見駅	駅長
40	委員	川崎鶴見臨港バス株式会社	常務取締役
41	委員	JA横浜鶴見支店	支店長
42	委員	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会横浜鶴見支部	支部長
43	委員	一般社団法人横浜建設業協会鶴見区会	会長
44	委員	大黒ふ頭連絡協議会	副会長
45	委員	鶴見遊技場組合	顧問
46	委員	鶴見駅西口地区管理運営協議会	会長
47	委員	横浜東部地区連合	議長
48	委員	鶴見区医師会	会長
49	委員	鶴見区歯科医師会	会長
50	委員	鶴見薬剤師会	会長
51	委員	鶴見交通安全協会	会長
52	委員	鶴見安全運転管理者会	会長
53	委員	鶴見消防団	消防団長
54	委員	鶴見火災予防協会	会長
55	委員	自衛隊神奈川地方協力本部横浜出張所	所長
56	委員	鶴見警察署	鶴見警察署長
57	委員	鶴見区役所	区長
58	委員	鶴見消防署	消防署長
59	顧問	横浜市議員	
60	顧問	横浜市議員	
61	顧問	横浜市議員	
62	顧問	横浜市議員	
63	顧問	横浜市議員	
64	顧問	横浜市議員	
65	顧問	横浜市議員	
66	顧問	神奈川県議会議員	
67	顧問	神奈川県議会議員	
68	顧問	神奈川県議会議員	

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第 1 条 本委員会の名称は「鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会」（以下「委員会」という）とする。

(目的)

第 2 条 委員会は、鶴見区制 100 周年に際し、地域の方が主役となり、区民の一体感の醸成や「鶴見」の歴史の再確認、未来の「鶴見」を創る契機などに資する継続性のある事業を効率・効果的に実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりにつなげることを目的とする。

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、日頃より区政の運営に関わりが深く、第 2 条の趣旨に賛同する各種団体の代表者などにより組織する。

(役員)

第 4 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 4 名
- (3) 会計 1 名
- (4) 監査 2 名

2 前項第 1 号から第 4 号までの役員については、委員の互選によりこれを選出するものとする。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順により、その職務を代理する。

5 会計は委員会の会計事務を行う。

6 監査は事業及び会計を監査する。

(構成員の任期)

第 5 条 構成員の任期は、委員会の解散時までとする。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議の議長は、委員長または委員長が指名した者とする。

3 会議では、次の議案を協議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 年間事業計画
- (3) 規約等の制定改廃
- (4) 役員の選出に関する事

- (5) その他委員長が必要と認める重要な事項
- 4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 5 委員会は、円滑な記念事業の執行のため、企画実施・運営について意思決定を運営委員会に委ねる。
- 6 委員会は、顧問を置くことができる。
- 7 会議は、委員長が認めた場合には会議の開催にかえて書面をもって表決することができる。

(運営委員会)

- 第7条 記念事業の企画実施・運営について必要な意思決定を行うため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、第4条に定める役員に加え、別表1による職のものから構成する。
 - 3 運営委員会は、前項の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 運営委員長は、運営委員の中から実行委員長の指名により選出する。
 - 5 運営委員会では、部会から提出された記念事業についての企画・立案等を審議し、実施の是非を決定し、委員会に報告する。
 - 6 運営委員会では、他に次の事項を協議、実施する。
 - (1) 関係機関・団体の連絡調整に関する事
 - (2) 各部会間の連絡調整に関する事
 - (3) 事業予算の執行に関する事
 - (4) その他、記念事業について必要な事項等
 - 7 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

(部会等)

- 第8条 運営委員会の下に次の部会を置く。
- (1) 総務・式典部会
 - (2) イベント・魅力部会
 - (3) 広報部会
 - 2 各部長は、委員会の委員の中から、実行委員長の指名により選出する。
 - 3 各部会では、記念事業の内容について企画・立案を行い、運営委員会に対して企画案を諮り、事業を執行する。
 - 4 部長は、区民、各種団体から、記念事業の実施に必要な部会員を指名することができる。
 - 5 部会では、必要に応じてその下に分科会を置くことができる。

(財務)

- 第9条 記念事業にかかる経費は、区民、企業等からの協賛金及び市の補助金等をもって充てる。また、記念事業にかかる経費は、委員会が管理する。
- 2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

(事務局)

第10条 委員会の事務を担う機関として事務局を設置し、事務局を鶴見区役所内（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1）に置く。

2 事務局には、事務局長と事務局次長を置く。事務局長と事務局次長は、委員長が指名し、委員会の承認を経て、選出するものとする。

3 事務局長は委員長の命を受け、委員会及び運営委員会、各部会の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。

4 事務局次長は、事務局長の命を受け、委員会及び運営委員会、各部会の事務を掌理し部会等と連絡、調整を図り、事務局員を指揮監督する。

5 事務局は次に掲げる事務を行う。

(1) 事業全体の企画立案・実施に関する事務

(2) 関係機関・団体の連絡調整に関する事務

(3) 各部会間の連絡調整に関する事務

(4) 金銭並びに物品の保管その他出納に関する事務

(5) その他委員会が必要と認める事務

6 事務局の職員は事務局長の指名によりその職務を遂行する。

7 本委員会の現金、物品及び口座の管理については、事務局次長をその管理者とする。

8 本委員会が銀行口座を保有する場合には、事務局次長をその名義人とする。

（設立年月日）

第11条 本委員会の設立年月日は令和7年3月19日とする。

（所在地）

第12条 本委員会の所在地は神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所内とする。

（その他）

第13条 委員長は、この規約に定めることのほか、必要な事項を定めることができる。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和7年3月19日から施行する。

別表1

役 職	職 名
運営委員	鶴見区社会福祉協議会会長
運営委員	鶴見区防犯協会会長
運営委員	鶴見区民生委員児童委員協議会会長
運営委員	鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会会長
運営委員	鶴見区青少年指導員協議会会長

協賛募集について（報告）

令和 8 年 4 月から始まる協賛募集に向けた検討状況と、今後の協賛募集の流れについてご報告いたします。

1 検討状況

90 周年時の協賛募集で使用した資料を参考に、100 周年事業の概要・趣旨、ご協賛特典のご案内資料を作成しております。

※100 周年の協賛について

募集内容 (主に 企業・団 体向け)	【協賛特典あり】：① 200 万円（プラチナ）【新規】 ②100 万円（ゴールド） ③50 万円（シルバー） ④20 万円（ブロンズ）
	【協賛特典なし】：⑤5 千円×3 口
目標額	2,500 万円（①～⑤・個人向け＋現物・職員協賛等）

2 今後の協賛募集の流れ

令和 8 年 4 月～9 年 3 月末までを募集強化期間とし、令和 9 年中まで募集予定。

※令和 8 年 4 月から協賛募集が始まりますので、みなさま協賛にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

ア 企業・団体向け協賛（令和 8 年 4 月～）

- ・周年事業の概要・趣旨について企業・団体の皆様へ丁寧に説明します。
- ・周年事業の概要・趣旨をご理解いただいた後、ご協賛特典をご案内し、協賛依頼を行います。

※周年事業の概要・趣旨、ご協賛特典のご案内資料イメージは、90 周年時に使用した別紙を参照。

イ 個人向け協賛（令和 8 年 4 月～）

- ・区役所等での下限の無い募金を実施予定。

※SNS が主流となった現状に合わせ、電子決済等も活用することで、より気軽に協賛できる仕組みを検討中。



平成 29 年 10 月 1 日

鶴見区は区制施行 90 年

ご協賛特典の ご案内

ご挨拶

昭和 2（1927）年 10 月 1 日、鶴見区は横浜市で最初の 5 区の一つとして産声をあげました。京浜工業地帯の発展とともに成長してきた鶴見区は、平成 29（2017）年 10 月、区制 90 周年を迎えます。

つきましては、「鶴見区制 90 周年」を記念して行われる各種イベント・式典・その他の取組の実施について、区内の皆様からのご協賛をいただければ幸いです。



特典のご案内

御協賛いただいた企業・団体様については、様々な特典をご用意しております。何卒ご検討の程、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央 3 - 2 0 - 1

鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会事務局

電話：045-510-1676

FAX：045-504-7102

鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会

【特典 4】区所有スペースへの企業ロゴ等の掲載

【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】

- 鶴見駅を東西につなぐ東西自由通路や区役所内のモニターに協賛企業様のロゴ・社名等を放映します。

【ゴールド】1 画面に 1 社様のロゴ等を放映

【シルバー】1 画面に複数社様のロゴ等を放映

【ブロンズ】文字のみで企業名を放映

- 放映するロゴの素材については協賛企業様より別途実行委員会に提出をいただきます。
- やむを得ない事情により、予告なく放映を中止する場合がございます。



【特典 1】式典・祝賀会への無料招待

【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】

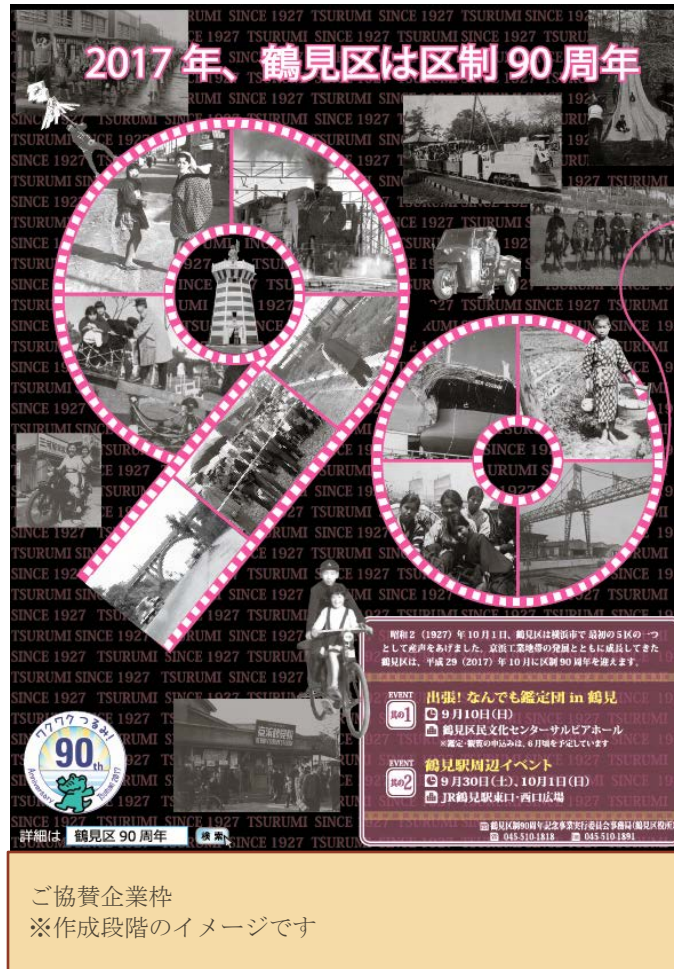
- 協賛種別に応じて式典・祝賀会に無料でご招待をさせていただきます。



【特典 3】区 Web ページへの企業ロゴ等の掲載

【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】

- 鶴見区ホームページへ協賛企業様のロゴ・社名等を入れてさせていただきます。



【特典 6】90 周年ポスターへの企業ロゴ等の掲載

【ゴールド】【シルバー】

- 記念ポスターへ協賛企業様のロゴ・社名等を入れてさせていただきます。



【特典 11】90 周年記念グッズ作成時のワックン使用

【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】

- 鶴見区のマスコット「ワックン」を使用したグッズの作成がいただけます
(内容詳細については要相談)

その他特典

【特典 2】式典プログラムへの掲載

【ゴールド】【シルバー】

【特典 5】地域情報紙への掲載

【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】

【特典 7】新年賀詞交換会芳名録への掲載

【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】

【特典 8】記念誌への掲載

【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】

【特典 9】プロモーションの場の提供

【ゴールド】

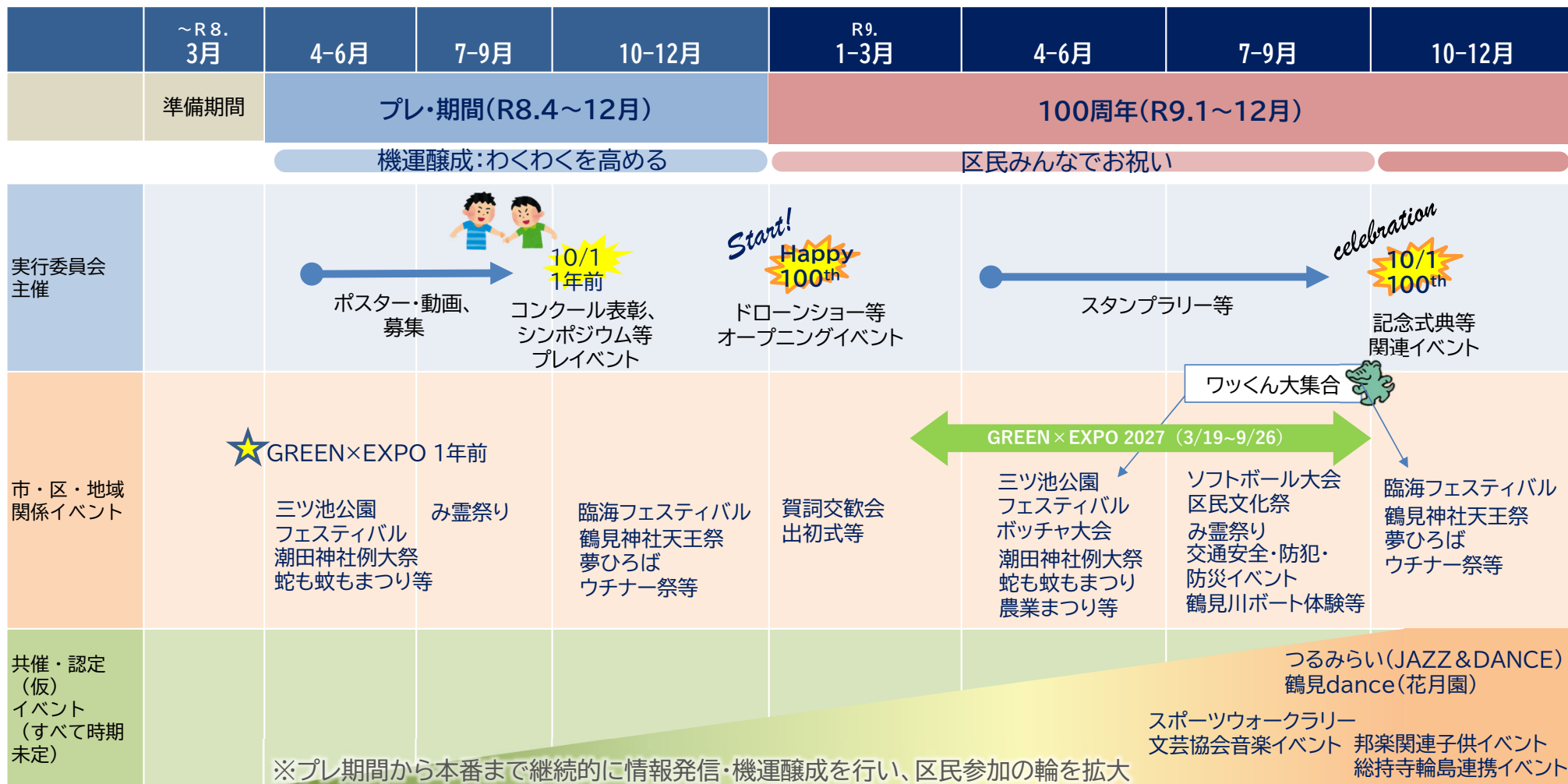
【特典 10】90 周年記念グッズの進呈

【ゴールド】【シルバー】【ブロンズ】

鶴見区制100周年記念事業ロードマップ

資料 No. 3

2月19日開催
鶴見区自治連合会
運営委員会資料



■ プレ・イヤーイベント案について

プレ・イヤー期間（2026（令和8年）年4月～12月）イベント想定イメージ

2027年（令和9年）10月1日の100周年を控え、

【100周年を振り返り、未来への展望を考えるきっかけに】と位置づけ、

区全体の機運醸成や認知度向上を図る期間にイベントを実施します。

<実施案>

- ポスター・動画コンクール（2026年4月～）
- プレ・イヤー記念イベント（2026年10月～）
- 関係団体等のイベントへの参加（2026年4月～）

■ プレ・イヤリーイベント案について

【ポスター・動画コンクール】

区内在住・在学児童や区内在住・在学・在勤の市民を対象として鶴見の魅力を伝えるポスター、動画を募集します。

○ ポスターコンクール

区内在住・在学の児童を対象に、鶴見の魅力を伝えるポスターを募集します。

○ 動画コンクール

区内在住・在学・在勤の市民を対象に、鶴見の魅力を伝えるショート動画（30秒程度）を募集します。

※動画コンクールは2部制とし、1部は小中学生、2部は一般（年齢制限なし）を対象。

【今後のスケジュール】

- ・ 2月中下旬…募集要項、広報物等の決定
- ・ 3月…区連会、校長会等への周知、その他区民に対する周知
- ・ 4月～6月…作品募集
- ・ 7月～9月…作品審査
- ・ 10月…受賞作品発表

■ プレ・イヤーイベント案について

【プレ・イヤー記念イベント】

■開催時期

2026年（令和8年）10月初旬（10月3日（土））を想定

■会場

鶴見駅周辺の公共施設等（サルビアホール、東口及び西口周辺）

■実施内容

ポスター・動画コンクール表彰式、様々な世代・区内在住者及び企業団体等代表者によるシンポジウムや野外ステージでのライブ等実施。

【関係団体等のイベントへの参加】

三ツ池フェスティバルや臨海フェスティバルなど、既存のイベントにおいて、認知度向上を図る活動を行います。

■ プレ・イヤーイベント案について

【プレ・イヤー記念イベント】当日スケジュール案

時間	演目	演目内容	出演／登壇者
■野外ステージ（東口、西口広場を想定）			
12:00	野外イベント	野外ライブ（演奏・ダンス等）	ダンスチームや演奏チーム
■サルビアホール			
12:30	開場（100周年を振り返る動画の上映）		
13:00	開会式	挨拶（実行委員長）等	
13:15	プレコンサート	区内中高、団体ブラバンによる演奏等	中学、高校等児童や団体
13:45	ポスター・動画コンクール	受賞作品の発表・表彰	受賞者 （児童、区民等の皆様）
	地域連携受賞発表	小、中学校と地域、企業との連携紹介	受賞者 （児童、地域、企業の皆様）
14:10	動画上映会 シンポジウム	【動画上映】100周年を振り返る動画の上映	
14:25		【シンポジウム】「伝えたい鶴見」「これからの鶴見」	区内在住者及び 企業団体等代表者
15:30	閉会式	挨拶等	

オープニングイベントでの ドローンショーの 検討状況について

経費について

費用試算

項目	内容	300機	500機
制作費	アニメーション制作、プログラム作成等	3,000,000	5,000,000
実施費用	機体利用料、運営人件費等	3,000,000	5,000,000
	計+消費税	6,600,000	11,000,000
追加費用	予備日追加	300,000	500,000
	機体輸送費、スタッフ移動費等	500,000※仮	500,000※仮
その他	警備、会場設営等	2,000,000※仮	2,000,000※仮

総費用

9,400,000

14,000,000

参考：実績 | ドローンショーなら日本シェアNo1レッドクリフ | 東京や大阪、万博含む大規模ドローンショー実績多数

経費について

予算シミュレーション

※イベント・魅力部会予算を2年で1,800万円とした場合

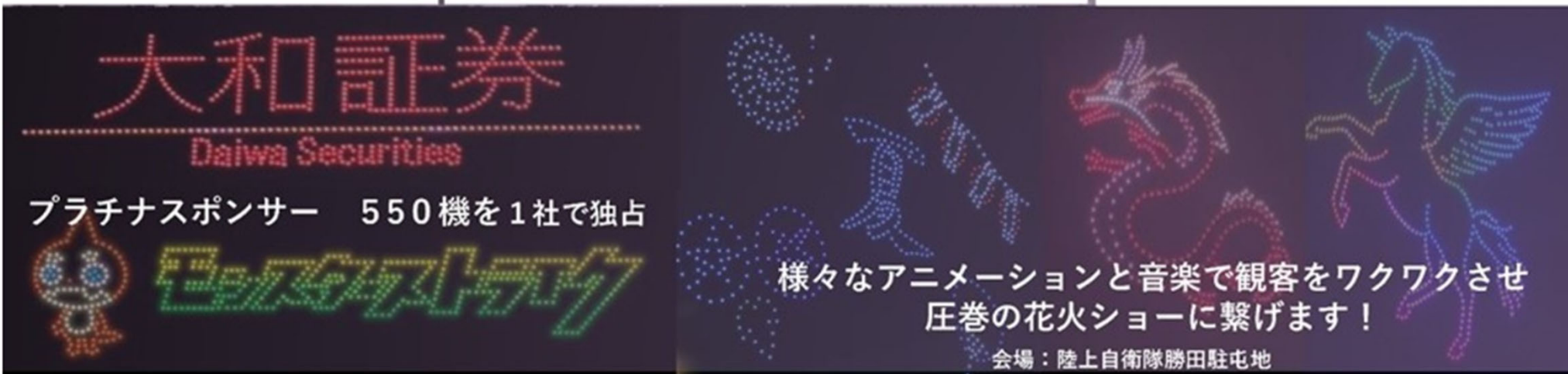
(千円)

R8年度			R9年度		
項目	金額	備考	項目	金額	備考
プレ・イベント	2,000		記念日イベント	6,000	
オープニング イベント	6,000	+広告料収入 4500~8000千円 で支出補填(想定)	魅力発信関係	2,500	スタンプラリー等
共催イベント	200		共催イベント	1,300	
total	8,200		total	9,800	

ドローンショー独自に広告協賛を募れば260~500機規模のショーが実現可能性あり

・ 広告協賛の例 ※ひたちなか市HPより

- ・ ご協賛 第30回ひたちなか祭り「ワクワクする未来を描こう！」8月17日（土）ドローンショー 花火大会・8月18日（日）本祭り



大和証券
Daiwa Securities

プラチナスポンサー 550機を1社で独占

様々なアニメーションと音楽で観客をワクワクさせ
圧巻の花火ショーに繋がります！

会場：陸上自衛隊勝田駐屯地



prime video

ゴールドスポンサー 550機のドローンを2社で分け順番に点灯

ワクワクさせるエンタメの力で企業のロゴを表現してみませんか！
ブランドイメージの向上につながる間違いなし！

前年度花火会場入場者約1万5千人、観客席外推定2万人 合計3万5000人の来場者に加え
本年度は、茨城県内最大機数で開催するドローンショーを広く宣伝する事で、
約1万人の来場客の増員を見込んでいます。
さらに、注目度・エンターテインメント性が高いドローンショーはSNSを通じ
て広く拡散・共有されます。地域メディアからの配信、後援及び協力団体と
積極的に情報発信を行う事で、二次拡散の期待が高まり開催後においても
県外や外国人観光客など広い地域、世代での周知に繋がります！
是非、ご賛同の程宜しくお願い申し上げます！！

「夜空に舞う30年の輝き10年後の未来へ」様々なアニメーションと音楽で観客をワクワクさせて圧巻の花火ショーに繋がります。ワクワクさせるエンタメの力で企業のロゴを表現してみませんか。ブランドイメージの向上に繋がること間違いなしです。



広告協賛について

- 募集例 ※トータル5分程度企業・団体名表示

	特典	募集数	金額	
			案 1	案 2
Sプラン	企業・団体名表示 20秒 協賛者席 10席	10	50万円	30万円
Aプラン	企業・団体名表示 10秒 協賛者席 5席	10	30万円	15万円
総額			800万円	450万円

開催場所について

飛行エリアの考え方について

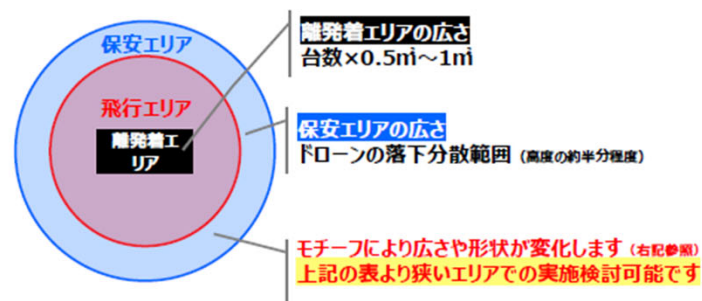
【原則】ドローン関係者（操縦者／補助者／イベント関係者）以外の上空は飛行しない

ドローンの飛行エリアにプラスし、ドローンの落下分散範囲を保安エリアとして確保します

エリアサイズ目安	機体数	離発着エリア	飛行エリア	最高高度	保安エリア(3D)	適正視認距離
	300機	20×15m	150m φ	100～150m	250m φ	150～500m
	400機	20×20m	150m φ	100～150m	250m φ	200～500m
	500機	20×25m	180m φ	150～200m	320m φ	200～600m
	600機	20×30m	180m φ	180～200m	320m φ	250～800m
	700機	20×35m	200m φ	200～300m	340m φ	250～800m
	1,000機	20×50m	250m φ	200～300m	430m φ	450～1000m

※保安エリア（立入禁止）が直径250m程度必要

飛行会場 イメージ



モチーフ	3D	2.5D	2D
飛行エリア形状			
保安エリア形状			

開催場所について

総持寺墓地上空で飛行した場合の花月園公園での見え方

■花月園公園（飛行エリアまでの距離 約380m）



Copyright©2026 REDCLIFF inc confidential



花月園公園上空で飛行した場合の総持寺駐車場での見え方



UR管理地上空で飛行した場合の花月園公園での見え方



開催場所について



花月園公園を観覧会場
または飛行場所とする
案で引き続き検討



觀覽席候補地：鶴見花月園公園



地域から寄せられた提案一覧

また、100周年記念イベントの検討にあたり、

①鶴見区役所のデジタルプラットフォーム（https://surfvote.com/issues/yokohama_tsurumi2025）

②実行委員会の事務局メール

にいただいたご意見についても、部会メンバーで共有し、議論を深めました。

ID	企画名（仮）	提案文（抜粋）
DP-01	みんなで打ち水（暑さ対策・参加型）	鶴見区を盛り上げるイベントとしては、昔どこかの町でやっていた一斉に打ち水をするというのはどうでしょうか。涼しくなっていかなと思います。
DP-02	花月園公園で家族向けお祭り＋防災体験、ドローン	花月園公園で家族で一日楽しめるお祭りイベントを開催してはいかがでしょうか？外周にはキッチンカーを呼んで、大原っぱではスポーツ体験や子供が楽しめる企画などに加えて防災体験ができる。日が暮れたらドローンショーをみんなで見上げるなどなど。2023年の防災パーク以来、花月園公園では大々的なイベントが開催されていないのがもったいないように思えます。
DP-03	多言語でアイデア募集＋小学生からも募集	■鶴見区制100周年を盛り上げていくためのアイデアですが、いろいろな国からきている住民がいますので、英語はもちろんのこと、中国語やハングル語やベトナム語やミャンマー語でも100周年を盛り上げるアイデア募集をよびかけてほしいです。 ■また、区内の小学生からもアイデアを募ってほしいです。
DP-04	費用の見える化・コスト意識（運営の提案）	〇区制の切りの良い特別な年というだけに捉われて多大な費用を投入してしまわないように区民が監査する仕組みが必要。公に公開できる計画が前提。単なる誕生日的なイベントに終わることなく、未来の住みよく憧れの区を目指した改革が重要。
DP-05	区民参加型（マラソン／禪りレー／盆踊り等）	住民が自ら参加したことを感じられる、区制100周年事業を行ってもらいたいと思います。①区民マラソン。（大勢が参加出来る）②区民たすきリレー③過去も大切にする。（タイムカプセル）④百年後の鶴見創造展(絵画展)⑤鶴見ふる里音頭に変わる、踊りダンスの作成⑥鶴見区の樹木「サルスベリ」の再広報⑦残したい鶴見(カレンダーによる広報)

地域から寄せられた提案一覧

ID	企画名（仮）	提案文（抜粋）
DP-06	多文化イベント／交流イベント	・多文化共生の町としての持ち味を生かし、總持寺で沖縄音楽、南米音楽などのコラボライブを開催する ・ワックン100匹パレード（着ぐるみが予算的に難しければコスプレでも...）をする。観覧来場者にはお面を配布して大人も子どもも皆でワックンに。 ・サルビアホールに神奈川フィルハーモニー管弦楽団を呼んで、コンサート（大人も子どもも楽しめる選曲で） ・ふれーゆ駐車場をキャンプサイトにして100周年記念キャンプイベントを
DP-07	つまみFUROSHIKIプロジェクト（オリジナル風呂敷）	2027年に迎える鶴見区区制100周年を記念し、鶴見の魅力を広く発信するためのオリジナル風呂敷を制作・販売または無料配布します。
DP-08	小さな地域拠点「まちのえき ポケット」構想	空き家や空き店舗の活用で小学校区に1つずつ配置するイメージ。小さな地域拠点『ポケット®』は、“やってみたい”をすぐ試せる多世代交流と実験の場！ ・駄菓子屋併設で児童の放課後の集い場、見守りの場は地域の大人との接点が生まれる。ワークショップやミーティングが気軽にできるような場
DP-09	多文化共生にまつわるイベント	鶴見の町全体で多文化のイベントを ・主に地域のボランティア団体、教室、学校、町内会、商業施設によるパフォーマンス。 ・多文化地域の商品の開発、“多文化共生とは”や“私の多文化”というようなタイトルに子どもたちの作品、アート作品の展示、日本と異国の文化の紹介の体験(着物、民族衣装、茶道お茶会、誕生日会のピニャータ、盆踊り、各地の踊り、ズンバ、エイサー、等)、エンパナーダ大会、サーターアンダギー大会などの試食型イベント ・"鶴見の昔と今"インタビュー
DP-10	鶴見の名所	鶴見は、その歴史と今を見ると、いろいろあって多様なユニークな街だと思っています。鶴見区が100周年を迎えるにあたり、他の地域にもあるがその存在が珍しいものを、区民の皆様から投稿してもらい、そのようなことをする行事をしたらということを提案します。
DP-11	区民の集う場所	100周年ですが、「いつまでもすみ続けたいまち鶴見」を実現するような施策を検討下さい、一過性のイベントではなくてもよいのではないかと思います。 例えば、「100日間子ども食堂」を区役所の地下の元食堂で実施する、とか。

地域から寄せられた提案一覧

ID	企画名（仮）	提案文（抜粋）
DP-12	つるみ100周年記念おむすびプロジェクト	つるみ100周年記念おむすびプロジェクト 鶴見区内の旬の野菜を使ったおむすびレシピを公募し、その中からよりすぐりの5品を選定。地域のイベントやSNS等で投票を実施し、最終的に3品に絞り込み「つるみ100周年記念むすび」として商品化・販売します。
DP-13	多文化マルシェ	昨年、多文化を通じて地域の中でさまざまな方と出会う機会がありました。そうした経験をもっと広げていきたいと、今はいろんな文化が交わるマルシェを企画したいと考えています。
DP-14	ワックんかるた	100周年に際し、以前街づくり推進会議魅力作り部会で発行したワックんかるたを復活発行できませんか？
MAIL-01	文化企画パッケージ（緒形拳・映画×ジャズ／花月園公園ジャズフェス等）	1. 鶴見を愛した名優・緒形拳 没後20年特別企画 — 緒形拳（1937–2008）の没後20年という節目を迎えます。本企画は、鶴見の街を愛し暮らした緒形拳の功績を偲ぶとともに、その文化的遺産を地域資源として再評価し、映画文化を通じた鶴見の魅力発信と文化振興を図るもの、展示イベント（台本、ポスター、パンフレット、鶴見での生活を紹介する写真・エピソード、関係者インタビュー映像等）や特集映画上映イベントを開催します。 2.花月園公園ジャズフェスティバル 花月園は、谷崎潤一郎の小説の舞台となり、古今に名を遺す文人墨客に愛された文化拠点である。そこで結成された花月園少女歌劇団は「西の宝塚・東の花月園」と評され、同園の舞踏場には、日本初の本格的なジャズが登場したともいわれる歴史的背景がある。 現在、花月園は長い時を経て、区民の憩いの場である公園として生まれ変わり、親しまれている。本企画では、かつて国内有数の規模を誇った花月園跡地を活用し、音楽に満ちていた往時の舞踏場に思いを馳せながら、地域文化の記憶遺産の継承と新たなにぎわいの創出を目指すジャズフェスティバルを開催する。

鶴見区制 100 周年記念事業「認定・共催」制度について

1 制度の趣旨

区民全体で 100 周年を祝う機運を醸成し、地域の歴史再確認と未来創造を促進することを目的として、実行委員会が主催する事業以外にも、区民・団体・企業が主体となる 100 周年記念事業を実行委員会の「認定」または実行委員会との「共催」として位置付ける制度を開始します。

2 制度の概要

	認定	共催
対象事業期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 12 月 31 日	令和 9 年 1 月 1 日 ～令和 9 年 12 月 31 日
対象事業	- 区民主体で企画・運営し、区民全体を対象とする。 - 学術・文化・芸術・スポーツ等、趣旨に沿う事業。 - 政治・宗教活動、営利目的、横浜市主催事業は除外。	
満たすべき要件	市の後援名義と同水準の要件	- 鶴見区区制 100 周年記念事業共催チェック表 - 鶴見区区制 100 周年共催事業審査基準
申請者への特典	- 名称使用許可（例：「鶴見区制 100 周年記念認定事業」） - 広報協力（記念誌掲載など）	- 名称使用許可（例：「鶴見区制 100 周年記念認定事業」） - 広報協力（記念誌掲載など） - 補助金交付（対象経費の 1/2、上限 10 万円） - 区民ホール等の会場提供

- 鶴見区区制 100 周年共催事業審査基準については、①テーマ性②地域性③公益性④新規性⑤継続性⑥規模・一体感の 6 つの観点から採点を行うこととしている。
- 補助金に関して 10 万円以上の補助を行う必要がある場合や、より密接な連携が必要とされる場合については、本要綱を用いず、各団体と個別の連携協定を結ぶことを検討する。

3 申請・審査の流れ

(1) 認定

- ア 申請書が実行委員会宛で提出される。（事業計画・予算書・団体概要）
- イ 内容を審査し、認定決定通知を申請者へ送付する。
- ウ 結果を鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 運営委員会へ報告する。
- エ 事業終了後、申請者から報告書が実行委員会に提出される。

(2) 共催

- ア 申請書が実行委員会宛で提出される。(事業計画・予算書・団体概要)
- イ 審査会で「鶴見区制 100 周年記念関連事業認定(共催)チェック表」の全項目に合致しているか審査し、「鶴見区制 100 周年記念関連事業共催審査基準」に基づき、点数を評価する。
→60 点以上で合格とする。
※応募件数が予算上限を上回った場合は、点数の高い順に決定する。
- ウ 審査結果を鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 運営委員会へ提出する。
→承認を得られれば共催決定通知を申請者へ送付する。
- エ 申請者が概算払いを希望した場合は、補助金請求書が提出される。
(必要と認められる場合は、概算払いで補助金を支出する。)
- オ 申請者が会場提供を希望する場合は、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会の方で区役所 1 階区民ホールの会場調整を行う。
- カ 事業終了後、実行委員会に提出された報告書を審査する。
(概算払いの場合) 概算払金請求書も送付されるため、余剰金がある場合は精算を行う。
(後払いの場合) 補助金請求書が提出されるため、補助金支出を行う。
- キ 審査完了後、補助金額確定通知書を送付する。

5 補助金の概要(共催のみ)

- 対象経費: 報償費、旅費(上限 1 万円)、印刷費、広報費、会場費等。
- 上限: 1 事業 10 万円(対象経費の 1/2)。
- 募集期間(仮): 令和 8 年 8 月 3 日～令和 9 年 1 月 31 日まで
- 予算規模(90 周年時): 100 万円

6 今後の流れ

2 月運営委員会時点から追加された部分

令和 8 年 4 月 1 日から、認定制度を開始するため、3 月下旬に添付の通り記者発表を行う。

(参考) 記者発表資料案

(案)

鶴見区制 100 周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱

令和 7 年 月 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、鶴見区制 100 周年を区民全体で祝い、「鶴見」の歴史を再確認し、未来の「鶴見」を創る契機として記念事業を実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりにつなげていくため、鶴見区又は鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する事業以外で、実行委員会が認めた市民活動団体等公益性を有する団体及び企業等（以下「団体等」という。）が行う鶴見区制 100 周年を祝うための事業を、鶴見区制 100 周年記念関連事業（以下「関連事業」という。）として認定することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(関連事業の種類)

第 2 条 関連事業とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する事業その他これらに類する事業で、実行委員会が前条の趣旨に鑑みて認めたものをいう。

2 前項の関連事業は、鶴見区制 100 周年記念認定事業（以下「認定事業」という。）とする。

(認定の対象基準)

第 3 条 認定の対象となる事業は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 鶴見区制 100 周年を盛り上げるため、区民が主体となり企画・運営し、又は実施する事業
- (2) 鶴見区全域を対象としている事業
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日以降に開始し、令和 9 年 12 月 31 日までに終了する事業

2 前項第 1 号の「区民」には、鶴見区民に限らず、鶴見在勤・在学の方や鶴見にゆかりのある方の他、地理的又は歴史的に鶴見区と深いかかわりのある団体等も含めるものとする。

(案)

(適用除外)

第4条 この要綱は、団体等の構成員のみを対象とする事業、特定の政治活動、宗教的活動に関する行事又は専ら営利を目的とする事業については適用しない。

2 この要綱は横浜市が主催する事業には適用しない。

(認定の内容)

第5条 関連事業としての認定又は共催の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「鶴見区制 100 周年記念認定事業」の名称の使用承認、及び広報の協力
- (2) 「鶴見区制 100 周年記念誌（仮称）」への掲載

(申請)

第6条 関連事業の実施を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、鶴見区制 100 周年記念関連事業認定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業計画書
- (2) 関連事業に関する収支予算書
- (3) 実施団体等の規約類、構成員名簿
- (4) その他必要と認める書類

(認定の決定)

第7条 実行委員長は、前条の申請書の提出があった場合、認定の名義の使用を承諾したとき、又はそれらの不承諾の決定をしたときは、通知書（第 2 号様式）を申請者に送付するものとする。

2 認定が決定したとき、認定結果を直近の運営委員会に報告するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 前条の規定により通知を受けた者（以下「実施者」という。）が、申請内容を変更する場合には、鶴見区制 100 周年記念関連事業内容変更申請書（様式第 3 号）を、速やかに実行委員長に提出するものとする。ただし、変更の内容が軽易なものの場合には、この限りでない。

(案)

2 実行委員長は、前項の書類の提出を受けたときは、実施者に対し鶴見区制100周年記念関連事業認定変更決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実施報告書の提出)

第9条 実施者は、関連事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、鶴見区制100周年記念関連事業実施報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、実行委員会委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業報告書
- (2) 関連事業に関する収支決算書
- (3) その他必要と認める書類

(認定決定の取消し)

第10条 実行委員長は、実施者が認定内容を関連事業以外に利用し、又は関連事業の決定に関して付した条件に違反したときは、認定決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 実施者に対しては、鶴見区制100周年記念関連事業認定取消決定通知書(様式第9号)により通知する。

(調査等)

第11条 実行委員長は、実施者に対して関連事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し、必要な事項は実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和10年3月31日をもって、その効力を失う。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

鶴見区制100周年

記念事業実行委員長 様

団 体 名

代表者名

住所（所在地）

鶴見区制100周年記念関連事業認定申請書

鶴見区制100周年記念関連事業について補助を受けたいので、鶴見区制100周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱第 6 条に基づき、次のとおり申請します。

1 事業名 _____

2 申請内容（いずれかに☑をつける）

☐ 鶴見区制100周年記念の名称使用

☐ 広報協力

（添付書類）

1 関連事業に関する事業計画書（別紙 1）

2 関連事業に関する収支予算書（別紙 2）

3 実施団体等の規約類、構成員名簿

4 その他

別紙 1(様式第 1 号関係)

関連事業に関する事業計画書

< 事業名 >	
< イベント・小事業名 >	
< 実施年月日 >	
< 場所・会場 >	
< 対象とする人 >	
< 内 容 > ※事業の趣旨、内容、対象者数等できるだけ詳細に記入してください。記入しきれない場合等は別紙を添付してください。 ※小事業・イベントごとに一枚記入してください。	

別紙 2 (様式第 1 号関係)

関連事業に関する収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

[illegible]

(支出の部)

(単位：円)

[illegible]

様式第2号(第7条第1項関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

印

鶴見区制100周年記念関連事業認定 決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました鶴見区制100周年記念関連事業に関する認定申請については、鶴見区制100周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱第7条に基づき、次のとおり決定しましたので通知いたします。

1 事業名 _____

2 条件

申請者が認定内容を関連事業以外に利用し又は関連事業の決定に関して付した条件に違反したときは、認定決定の全部又は一部を取り消すことがありますので、注意してください。

年 月 日

鶴見区制 100 周年
記念事業実行委員長 様

団 体 名 _____
代 表 者 名 _____
住 所（所在地） _____

鶴見区制100周年記念関連事業内容変更申請書

令和 年 月 日付けで決定をいただきました（事業名）
の鶴見区制 100 周年記念関連事業（認定）につき、次のとおり事業
内容を変更いたします。

事 業 名		
開催年月日・時間		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

様式第4号(第8条第2項関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

印

鶴見区制100周年記念関連事業認定 変更決定通知書

令和 年 月 日に変更申請のありました(事業名)
_____については、鶴見区制100周年記念関連事業の
認定に関する取扱要綱第8条第2項に基づき、次のとおり決定しま
したので通知いたします。

1 決定の内容

(承認 ・ 不承認)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

鶴見区制100周年

記念事業実行委員長 様

団体名
代表者名
住所(所在地)

鶴見区制100周年記念関連事業実施報告書

鶴見区制100周年記念関連事業に係る実績を、鶴見区制100周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

(簡潔に概要が分かるようにお書きください。)

- | | |
|--------------|---------|
| 1 名称 | _____ |
| 2 関連事業の費用 | |
| (1) 要した総経費 | _____ 円 |
| (2) 補助金交付決定額 | _____ 円 |
| (3) 剰余金 | _____ 円 |

(添付書類)

- 1 関連事業に関する事業報告書(別紙 3)
- 2 関連事業に関する収支決算書(別紙 4)
- 3 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- 4 その他

別紙 3（様式第 5 号関係）

関連事業に関する事業報告書

< 事業名 >	
< イベント・小事業名 >	
< 実施年月日 >	
< 場所・会場 >	
< 対象とする人 >	
< 内 容 > ※事業の趣旨、内容、対象者数等できるだけ詳細に記入してください。記入しきれない場合等は別紙を添付してください。 ※小事業・イベントごとに一枚記入してください。	

別紙 4 (様式第 5 号関係)

関連事業に関する収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	決算額	備考
合計		

(支出の部)

(単位：円)

[illegible]

様式第9号(第10条第2項関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

印

鶴見区制100周年記念関連事業認定 取消決定通知書

令和 年 月 日に認定の決定通知をしました、(事業名)
については、鶴見区制100周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱第10条第2項に基づき、次のとおり取消しすることに決定しましたので通知します。

1 取消しの理由

2 取消の内容

3 補助金交付決定額及び補助金既交付額
交付決定額 円
既交付額 円
(うち、取消に係る部分 円)

4 返還額
円

5 納期限
令和 年 月 日

(案)

鶴見区制 100 周年記念関連事業の共催に関する取扱要綱

令和 7 年 月 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、鶴見区制 100 周年を区民全体で祝い、「鶴見」の歴史を再確認し、未来の「鶴見」を創る契機として記念事業を実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりにつなげていくため、鶴見区又は鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する事業以外で、実行委員会が認めた市民活動団体等公益性を有する団体及び企業等（以下「団体等」という。）が行う鶴見区制 100 周年を祝うための事業を、鶴見区制 100 周年記念関連事業（以下「関連事業」という。）として共催することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(関連事業の種類)

第 2 条 関連事業とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する事業その他これらに類する事業で、実行委員会が前条の趣旨に鑑みて認めたものをいう。

(共催の対象)

第 3 条 共催の対象となる事業は、次の各号全てに該当するものとする。ただし、横浜市又は鶴見区の他の制度による補助又は助成等を受けていない事業とする。

- (1) 鶴見区制 100 周年を盛り上げるため、区民が主体となり企画・運営し、又は実施する事業
- (2) 鶴見区全域を対象としている事業
- (3) 令和 9 年 1 月 1 日以降に開始し、令和 9 年 12 月 31 日までに終了する事業

2 前項第 1 号の「区民」には、鶴見区民に限らず、鶴見在勤・在学の方や鶴見にゆかりのある方その他、地理的又は歴史的に鶴見区と深いかかわりのある団体等も含めるものとする。

(案)

(適用除外)

第4条 この要綱は、団体等の構成員のみを対象とする事業、特定の政治活動、宗教的活動に関する行事又は専ら営利を目的とする事業については適用しない。

2 この要綱は横浜市が主催する事業には適用しない。

(共催の内容)

第5条 関連事業としての共催の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 共催」の名称の使用承認及び広報の協力
- (2) 「鶴見区制 100 周年記念誌（仮称）」への掲載
- (3) 事業の内容に応じた補助金の交付及び鶴見区役所一階区民ホールの会場提供

(補助対象経費)

第6条 前条第1項第3号の補助金の対象は、次のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費(出演者は原則として日帰りとし、交通費は 10,000 円を上限とする。ただし出演者等が事業の中心的な役割を担う場合はこの限りでない。)
- (3) 需用費(印刷製本費、消耗品費等)
- (4) 役務費(郵送料、傷害保険料等)
- (5) 広報費(ポスター・チラシ、ホームページ作成費等)
- (6) 委託料(申請した事業を、第三者に一括して委託することはできない。)
- (7) 会場、物品等の使用料及び賃借料
- (8) その他、実行委員会が認めた経費

(補助金額)

第7条 第5条第1項第3号の補助金の交付額は、予算の範囲内で前条に規定する補助対象経費の2分の1を限度とし、かつ1事業10万円を上限として、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会委員長(以下「実行委員長」という。)が決定する。

2 前項の規定により算出した額に、1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(案)

(共催の申請)

第8条 関連事業の実施を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、鶴見区制100周年記念関連事業共催申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業計画書
- (2) 関連事業に関する収支予算書
- (3) 実施団体等の規約類、構成員名簿
- (4) その他必要と認める書類

(共催の決定)

第9条 前条の申請書の提出があったときは、別に定める鶴見区制100周年記念関連事業における共催の審査に関する取扱要領により設置される、審査幹事会において審議し、審査幹事会は、審議結果を運営委員会に報告し、承認を得るものとする。

2 申請者に対しては、鶴見区制100周年記念関連事業共催決定通知書(様式第2号)により通知する。

(事業内容の変更)

第10条 前条の規定により通知を受けた者（以下「実施者」という。）が、申請内容を変更する場合には、鶴見区制100周年記念関連事業内容変更申請書（様式第3号）を、速やかに実行委員長に提出するものとする。ただし、変更の内容が軽易なものの場合には、この限りでない。

2 実行委員長は、前項の書類の提出を受けたときは、実施者に対し鶴見区制100周年記念関連事業共催変更決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実施報告書の提出)

第11条 実施者は、関連事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、鶴見区制100周年記念関連事業実施報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、実行委員会委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業報告書
- (2) 関連事業に関する収支決算書
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

(案)

(4) その他必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第 12 条 実行委員長は、第 5 条第 1 項第 3 号において定める補助金について、前条の実施報告書を受理したときは、内容等を十分に審査して補助金額を確定し、実施者に対し鶴見区制 100 周年記念関連事業補助金額確定通知書(第 6 号様式)を交付する。

(補助金の交付)

第 13 条 実行委員長は、実施者が提出する補助金請求書(様式第 7 号)に基づき、事業完了後、補助金を交付するものとする。ただし、必要と認められるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 概算払を受けた実施者は、第 11 条の実施報告書提出後、10 日以内に概算払金精算書(様式第 8 号)により、精算しなければならない。

(共催決定の取消し)

第 14 条 実行委員長は、実施者が共催内容を関連事業以外に利用し、又は関連事業の決定に関して付した条件に違反したときは、共催決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 実施者に対しては、鶴見区制 100 周年記念関連事業共催取消決定通知書(様式第 9 号)により通知する。

(補助金の返還)

第 15 条 実行委員長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、関連事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 実行委員長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 16 条 実施者は、補助金の返還を決定され、もしくは第 13 条第 2 項の精算を行わなければならない場合で、これを納期日までに

(案)

納付、精算しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、実行委員長は、やむを得ない事情があると認めたときは延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査等)

第17条 実行委員長は、実施者に対して関連事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、共催に関し、必要な事項は実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和10年3月31日をもって、その効力を失う。

(案)

鶴見区制 100 周年記念関連事業における共催の審査に関する取扱要領

令和 8 年 月 日施行

(目的)

第 1 条 この要領は、「鶴見区制 100 周年記念関連事業の共催に関する取扱要綱（令和 8 年 月 日施行）」（以下「取扱要綱」という。）第 9 条の規程に基づき、関連事業における認定及び共催の審査に関し、事務の取扱の必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第 2 条 取扱要綱第 9 条により、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会で審査する共催事業について、事前に審議・調整を行い、取扱要綱における適否等を協議するため、審査会を設置する。

(組織)

第 3 条 審査会は、「鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会事務局の設置及び鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会及び部会事務取扱規程」に定める、次の者をもって組織する。

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会	事務局長
同	事務局次長
同	運営委員会事務局長
同	総務式典部会事務局長
同	イベント・魅力部会事務局長
同	広報部会事務局長

2 その他、必要に応じて事務局長が命じた者。

(議長)

第 4 条 審査会に議長をおく。議長は事務局長とする。

(関係者)

第 5 条 審査会において、議長が必要と認めた時は、次の者の出席を求めることができる。

- (1) 議題に関係のある鶴見区制 100 周年記念事業実行委員及び事務局員
- (2) 申請者又はその代理人

(招集)

第 6 条 審査会は、議長が招集する。

(案)

(審議対象)

第7条 審査会は、鶴見区制 100 周年記念関連事業共催申請書に記載された事業が、取扱要綱に定める対象事業であることを確認し、次条に定める審査基準に従い審議する。

(審査基準)

第8条 審査会は、「鶴見区制 100 周年記念関連事業共催チェック表」(別表1)により、申請書が取扱要綱に定める項目に適合しているかを確認する。

2 審査会は、前項により確認された共催申請書については、「鶴見区制 100 周年記念関連事業共催審査基準」(別表2)により、共催の内容を確認する。

3 補助金の対象は、次のとおりとする。

(1) 報償費

(2) 旅費(出演者は原則として日帰りとし、交通費は 10,000 円を上限とする。
ただし出演者等が事業の中心的な役割を担う場合はこの限りでない。)

(3) 需用費(印刷製本費、消耗品費等)

(4) 役務費(郵送料、傷害保険料等)

(5) 広報費(ポスター・チラシ、ホームページ作成費等)

(6) 委託料(申請した事業を、第三者に一括して委託することはできない。)

(7) 会場、物品等の使用料及び賃借料

(8) その他、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会が認めた経費

(審査)

第9条 前条に基づき審査会の審議を経た申請事業は、鶴見区制 100 周年記念事業運営委員会に審査に諮るものとする。

(庶務)

第10条 この要領に定める事務は、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会運営委員会事務局(地域振興課)が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員長が別に定める。

附 則

この要領は、取扱要綱の失効と同時にその効力を失う。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長 様

団 体 名
代表者名
住所(所在地)

鶴見区制100周年記念関連事業共催申請書

鶴見区制100周年記念関連事業について補助を受けたいので、鶴見区制100周年記念関連事業の共催に関する取扱要綱第8条に基づき、次のとおり申請します。

1 事業名 _____

2 申請内容(いずれかに☑をつける)

☐ 鶴見区制100周年記念の名称・ロゴマーク使用

☐ 広報協力

補助金交付申請 ☐ あり ☐ なし

申請額 金 円

概算払 ☐ 希望する ☐ 希望しない

(添付書類)

- 1 関連事業に関する事業計画書(別紙 1)
- 2 関連事業に関する収支予算書(別紙 2)
- 3 実施団体等の規約類、構成員名簿
- 4 その他

別紙1(様式第1号関係)

関連事業に関する事業計画書

< 事業名 >	
< イベント・小事業名 >	
< 実施年月日 >	
< 場所・会場 >	
< 対象とする人 >	
< 内 容 > ※事業の趣旨、内容、対象者数等できるだけ詳細に記入してください。記入しきれない場合等は別紙を添付してください。 ※小事業・イベントごとに一枚記入してください。	

別紙 2 (様式第 1 号関係)

関連事業に関する収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	備考
合計		

(支出の部)

(単位：円)

項目	予算額	備考
合計		

様式第2号(第9条第2項関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

印

鶴見区制100周年記念関連事業共催 決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました鶴見区制100周年記念関連事業に関する共催申請については、鶴見区制100周年記念関連事業の共催に関する取扱要綱第9条に基づき、次のとおり決定しましたので通知いたします。

1 事業名 _____

2 決定内容

(1) 広報協力
認可(内容 _____) ・ 不認可

(2) 補助金交付 交付 ・ 不交付
補助額 _____

3 補助条件 別紙の通り

申請者が共催内容を関連事業以外に利用し又は関連事業の決定に関して付した条件に違反したときは、共催決定の全部又は一部を取り消すことがありますので、注意してください。

別紙

補助条件

1. (関連事業の実施期間)

関連事業の実施期間は、原則として、令和9年1月1日以降に開始し、令和9年12月31日までとします。

2. (補助対象経費)

共催決定の場合の補助金の交付対象となる費用は次のとおりです。

(1)報償費

(2)旅費(出演者は原則として日帰りとし、交通費は10,000円を上限とする。

ただし出演者等が事業の中心的な役割を担う場合はこの限りでない。)

(3) 需用費(印刷製本費、消耗品費等)

(4) 役務費(郵送料、傷害保険料等)

(5) 広報費(ポスター・チラシ、ホームページ作成費等)

(6) 委託料(申請した事業を、第三者に一括して委託することはできない。)

(7) 会場、物品等の使用料及び賃借料

(8) その他、鶴見区制100周年記念事業実行委員会が認めた経費

3. (補助金額)

補助金の交付額は、予算の範囲内で2に定める補助対象経費の2分の1を限度とし、かつ1事業10万円を上限とします。また、この方法で算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

4. (変更・中止の申請)

事業計画書の内容に変更がある場合又は事業を実施しないことになった場合は、その旨申請をしてください。

5. (補助金の精算)

事業完了後は完了の日から起算して30日を経過する日までに、必要書類と事業に要した費用の領収書の写しを鶴見区制100周年記念事業実行委員会に提出し、必要な場合は補助金の一部を返還してください。

6. (補助金の返還)

次の場合には、補助金の全部または一部の返還を求める場合があります。

(1) 事業を実施しなかった場合。

(2) 収支決算書のうち補助金の交付対象となる費用の支出金額が、事前に提出された収支予算書のうち補助金の交付対象となる費用の支出金額に満たない場合。

(3) その他、鶴見区制100周年記念事業実行委員長が認めた場合。

年 月 日

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長 様

団 体 名 _____
代 表 者 名 _____
住 所（所在地） _____

鶴見区制100周年記念関連事業内容変更申請書

令和 年 月 日付けで決定をいただきました（事業名）
の鶴見区制100周年記念関連事業（共催）につき、次のとおり事業内容を変更いたします。

事 業 名		
開催年月日・時間		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

(案)

様式第4号(第10条第2項関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

印

鶴見区制100周年記念関連事業共催 変更決定通知書

令和 年 月 日に変更申請のありました(事業名)

については、鶴見区制100周年記念関連事業の
共催に関する取扱要綱第10条第2項に基づき、次のとおり決定しま
したので通知いたします。

1 決定の内容

(承認 ・ 不承認)

2 補助金変更交付決定額及び当初交付決定額

円 (円)

3 追加交付額又は返還額

円

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

鶴見区制100周年

記念事業実行委員長 様

団体名
代表者名
住所(所在地)

鶴見区制100周年記念関連事業実施報告書

鶴見区制100周年記念関連事業に係る実績を、鶴見区制100周年記念関連事業の共催に関する取扱要綱第11条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

(簡潔に概要が分かるようにお書きください。)

1 名称	_____
2 関連事業の費用	
(1) 要した総経費	_____ 円
(2) 補助金交付決定額	_____ 円
(3) 剰余金	_____ 円

(添付書類)

- 1 関連事業に関する事業報告書(別紙 3)
- 2 関連事業に関する収支決算書(別紙 4)
- 3 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- 4 その他

別紙 3（様式第 5 号関係）

関連事業に関する事業報告書

< 事 業 名 >	
< イベント・小事業名 >	
< 実 施 年 月 日 >	
< 場 所 ・ 会 場 >	
< 対 象 とする人 >	
< 内 容 > ※事業の趣旨、内容、対象者数等できるだけ詳細に記入してください。記入しきれない場合等は別紙を添付してください。 ※小事業・イベントごとに一枚記入してください。	

別紙 4 (様式第 5 号関係)

関連事業に関する収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

[illegible]

(支出の部)

(単位：円)

項目	決算額	備考
合計		

様式第6号(第12条関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

印

鶴見区制100周年記念関連事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日に報告のありました鶴見区制100周年
記念関連事業補助金については、次のとおり確定しましたので通知
します。

なお、確定額を超えて交付した補助金については、納期限までに
返還してください。

1 補助金交付確定額

_____円

2 補助金返還額

_____円

3 納期限

令和 年 月 日

様式第 7 号(第13条第 1 項関係)

年 月 日

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長 様

団体名
代表者名 印
住所（所在地）

(代表者名と口座名義が異なる場合のみ、押印が必要です。)

補助金請求書

円

ただし、鶴見区制100周年記念関連事業に関する補助金として

(振込先)

(フリガナ)						
口座名義						
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協			支店 出張所		
預金種別	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)				

(代表者名と口座名義が異なる場合は、記名・押印してください。)

補助金を上記口座にお振り込みください。

代表者氏名 印

様式第8号(第13条第2項関係)

概 算 払 金 精 算 書

事業名

概算払金受領額 円

受領年月日 年 月 日

概算払金執行額 円

差 引 残 額 円

上記のとおり概算払金を精算します。(証拠書類別添のとおり)

(提出日)

年 月 日

(提出先)

鶴見区制100周年記念事業実行委員長

概算払金受領者

住 所

(団体名)

氏 名

印

様式第9号(第14条第2項関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鶴見区制100周年
記念事業実行委員長

印

鶴見区制100周年記念関連事業共催 取消決定通知書

令和 年 月 日に共催の決定通知をしました、(事業名)
については、鶴見区制100周年記念関連事業の共催に関する取扱要綱第14条第2項に基づき、次のとおり取消しすることに決定しましたので通知します。

1 取消しの理由

2 取消の内容

3 補助金交付決定額及び補助金既交付額
交付決定額 円
既交付額 円
(うち、取消に係る部分 円)

4 返還額
円

5 納期限
令和 年 月 日

鶴見区区制100周年記念事業共催チェック表

[事業名]

	審査項目	チェック
1	区又は区制100周年記念事業実行委員会が実施する事業ではないか。	
2	公益性を有する団体又は企業が実施する事業か。	
3	区民全体で祝い、「鶴見」を再確認し、未来の「鶴見」を創る契機として記念事業を実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりつなげるために実施する、学術、文化、芸能、又はスポーツ等の事業であるか。	
4	新たに企画実施する事業又は、区制100周年にあたり新規拡充する事業か。	
5	団体の構成員のみを対象とする事業ではないか。	
6	特定の政治活動、宗教的活動に関する行事ではないか。	
7	専ら営利を目的とする事業ではないか。	
*「営利を目的とする」＝事業によって利益をあげ、その利益を報酬や分配金などの形で分配・配当されること		

* 営利を目的としないこと

「営利を目的としない」というと、利益の上がる事業をしないこととよく勘違いされます。しかし、これは企業が上がった利益を株主や社員に分配することを目的としていることに対して、「利益が上がっても関係者に分配しない」という意味です。利益の上がる事業を行っても、その儲けを関係者に分配せずに次の事業や活動に充てる場合は「非営利」ということになります。

実際に、介護サービスを有料で提供したり、ものを販売して利益を上げ、活動資金に充てているNPOはたくさんあります。NPOだから有料でサービスを提供してはいけないとか、ものを売ってはいけないということではありません。

なお、NPOが活発に継続的に活動していくためには、有給スタッフが不可欠ですが、労働の対価として支払われる給与、賃金等は「利益の分配」にはあらず、活動の必要経費とされています。

鶴見区区制100周年共催事業審査基準

別表2

1. テーマ性	* 区制100周年テーマとの関連性があるか	
	20点	テーマに合致している
	10点	一部、テーマに合致している
	0点	合致していない
2. 地域性	* 区民が構成主体となっているか	
	20点	概ね区民で構成されている
	10点	構成員の一部が区民である
	0点	区外の方により構成されている
3. 公益性	* 無料で区民が参加できるか	
	10点	非営利:無料で区民が参加できる
	0点	非営利:有料で区民が参加できる
4. 新規性	* 区制100周年を記念した新たな事業か	
	20点	新規事業である
	10点	継続事業だが、拡充して実施
	0点	継続事業
5. 継続性	* 2027年以降も継続される事業か	
	30点	継続実施のための確実な計画とコミュニティ形成が行われている
	20点	継続実施を目指して事業計画を行っている
	10点	事業は今年度限りだが、その成果は2027年以降に波及していく
	0点	継続性はない
6. 規模・一体感	* 多くの区民が参加できるか	
	30点	1,000人以上
	20点	300人以上
	10点	100人以上
	0点	100人未満

1 合格基準等

- (1) 60点以上で合格とする。
- (2) 予算超過した場合、点数の高い順に採用とする

取扱注意

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

横浜市記者発表資料（案）

令和 8 年 3 月 〇 日
鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会
鶴見区地域振興課

みんなで**100**周年を盛り上げよう！

～鶴見区制 100 周年「認定事業制度」開始～

4月1日～

地域のお祭り

文化・芸術

スポーツ

大募集！

鶴見区は令和 9 年（2027 年）に区制 100 周年を迎えます。区民・団体・企業のみなさまが主体となって実施する事業を、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会が「認定事業」として位置付け、広報等で応援する「認定制度」を令和 8 年 4 月 1 日から開始します。

100 周年をみんなで盛り上げるため、身近な取組から大きなイベントまで、奮ってご応募ください。

1 認定制度のポイント

区民・団体・企業のみなさまが主体となり、区民全体を対象とした事業が対象です。「鶴見区制 100 周年記念認定事業」の名称を使用でき、実行委員会が広報協力（区の広報媒体掲載等）を行います。

2 対象となる事業

区民・団体・企業の皆さまが主体となり、区民全体を対象とした事業で、学術・文化・芸術・スポーツ等、鶴見区制 100 周年を祝う趣旨に沿うもの。

※次のいずれかに該当する事業は対象外です。

・政治活動または宗教活動を目的とするもの ・営利を主たる目的とするもの ・横浜市が主催する事業

3 対象事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までに実施する事業

4 応募特典

- ・名称使用許可（イベントに「鶴見区制 100 周年記念認定事業」の冠をつけることができます。）
- ・広報協力（区の広報媒体や記念誌等への掲載を予定しています。）

5 応募方法

①下記 Web から申請様式をダウンロードし、記入した様式を同じ Web ページの電子申請システムからご提出ください。

【Web】（URL 完成次第差し込み）

②下記連絡先までお電話等でご連絡ください。紙の申請様式をお渡ししますので、記入し、郵送または FAX でご提出ください。

【連絡先】鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会事務局（鶴見区役所 地域振興課内）

TEL 510-1687 FAX 510-1892

〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

© Expo 2027



TSURUMI
100th
Anniversary

鶴見愛
未来もずっと
このまちと

2027年は鶴見区制100周年

(補足) 共催制度について

認定制度に加え、実行委員会がより密接に連携して実施する「共催制度」も、準備が整い次第募集を開始します。共催制度は、補助金交付（対象経費の 1/2、上限 10 万円）や区民ホール等の会場提供を予定しています。

募集期間（予定）：令和 8 年 8 月 3 日(月)～令和 9 年 1 月 31 日(日)

お問合せ先	
鶴見区区制 100 周年記念事業実行委員会 事務局（鶴見区地域振興課長）	
中島 知昭 Tel 045-510-1686	



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

© Expo 2027



TSURUMI
100th
Anniversary

鶴見愛
未来もずっと
このまちと

2027年は鶴見区制100周年

キャッチフレーズ・ロゴマークデザインの決定について

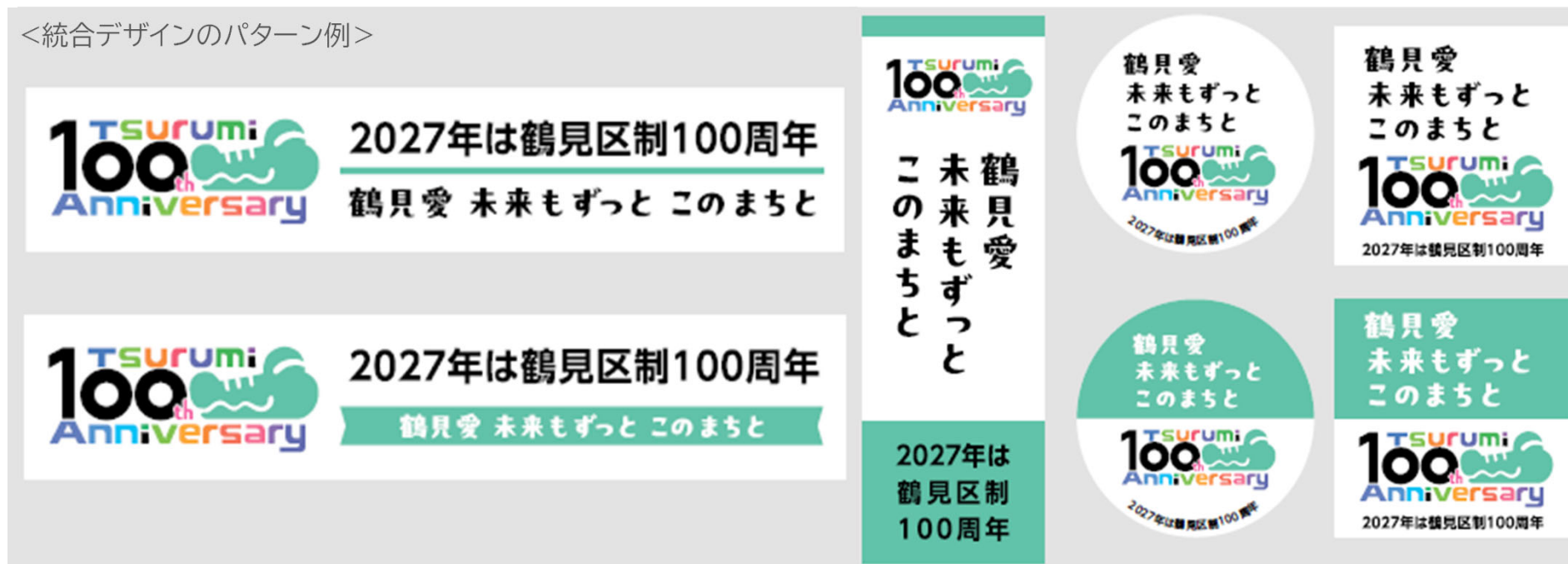
2月19日開催
鶴見区自治連合会
運営委員会資料

資料No.5
追加部分あり

▶統合デザイン

12月の第3回実行委員会(書面)にて確定したキャッチフレーズについて、一般投票により決定したロゴマークとの
統合デザインを作成

<統合デザインのパターン例>



▶ガイドライン・取扱要綱

- ロゴマーク及びキャッチフレーズの利用に関する **ガイドライン及び取扱要綱案を作成**(別紙)
- なるべく多くの方に利用いただくため、原則事前の届出のみとし、**商用利用も可能**(事務局への事前相談要)とする

▶ロゴマーク・キャッチフレーズの公表

- **3月19日(木)**に **記者発表及びお披露目式を実施**予定(鶴見区役所にてキャッチフレーズ作者の表彰など)

ロゴマーク等を活用した広報グッズの作成

▶令和7年度中に、試行的にグッズ作成開始

広報部会委員等の皆様からいただいたご意見も参考に、試行的に広報グッズを作成。令和8年度以降、随時ご意見をいただきながらグッズ展開予定

<グッズ例(イメージ)>

ピンバッジ



実行委員会メンバー等に配付予定

ステッカー



ボールペン



イベント等で配布予定

ポスター



施設等に掲出予定

のぼり旗



イベント等で活用予定

(参考)広報部会委員等の皆様のアイデア

- ・ピンバッジや缶バッジ
- ・クリアファイル
- ・ステッカー
- ・ネックホルダー
- ・Tシャツ・ポロシャツ
- ・クッキー等のお菓子
- ・フェスタオル
- ・ロゴの亚克力スタンド、キーホルダー
- ・うちわ
- ・花の種
- ・除菌シート
- ・トートバッグ、エコバッグ など

鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ取扱要綱

制 定 令 和 8 年 3 月 19 日

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会事務局

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、令和 9 年に鶴見区制 100 周年を迎えることを機に制定した、「鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」、「鶴見区制 100 周年記念キャッチフレーズ（以下「キャッチフレーズ」という。）」の使用について、必要な事項を定める。

(ロゴマーク・キャッチフレーズの使用目的)

第 2 条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、鶴見区制 100 周年を祝い、盛り上げ、鶴見区全体の一体感を創出するために使用する。

(デザイン)

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。キャッチフレーズをロゴマークとともに使用する際は鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ等使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。ただし、キャッチフレーズはテキストとして使用することを妨げない。

(使用の届出)

第 4 条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、事前に「鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用届出書(第 1 号様式)」を鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が区制 100 周年の広報を目的で使用する場合
- (2) 鶴見区制 100 周年記念認定事業（共催事業を含む）で使用する場合
- (3) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (4) その他事務局が使用届出を必要としないと特に認める場合

2 事務局は、ロゴマーク・キャッチフレーズ使用の届出（以下「届出」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、その届出等を受理する。

(横浜市の使用)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、横浜市が行う事業等で使用する場合は、特に前条の届出は必要としない。

(使用期間)

第 6 条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する期間は、この要綱を制定した日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(商品等への使用)

第7条 ロゴマーク・キャッチフレーズを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に事務局に相談することとする。なお、第9条の各号に該当するものは商品化を認めない。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する者は、使用するデザインについて鶴見区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ等使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(使用の取消)

第9条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する者が次の各号に該当する場合、事務局は、その使用禁止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じて、事務局はその責めを負わない。

- (1) ガイドラインを遵守しなかった場合、又はこの要綱に違反した場合。
- (2) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。
- (3) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。
- (4) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (5) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れのあるもの。
- (6) 前条の規定によらず、営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。
- (7) 他者の名誉、信用を毀損するもの。
- (8) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (9) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの。
- (10) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。
- (11) その他、事務局がロゴマーク・キャッチフレーズを使用させることが不適当と認めるもの。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク・キャッチフレーズの取扱いに係る必要事項は、事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年3月19日から施行し、同日以後の届出に関するものから適用する。

鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク

ロゴマークの使用についてはガイドラインを参照してください。

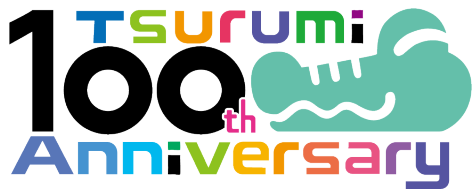
RGB JPEG データ：ディスプレイ用



CMYK JPEG データ：カラー印刷用



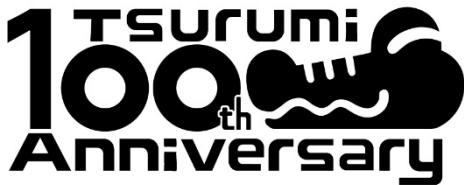
RGB PNG データ：ディスプレイ用



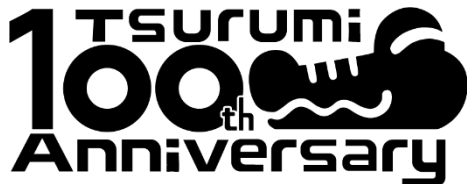
CMYK PNG データ：カラー印刷用



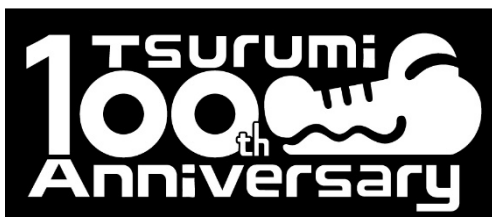
1C JPEG データ



1C PNG データ



1C（反転） JPEG データ



鶴見区制 100 周年記念キャッチフレーズ

鶴見愛 未来もずっと このまちと

キャッチフレーズの使用についてはガイドラインを参照してください。

第1号様式（第4条第1項）

鶴見区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用届出書

令和 年 月 日

鶴見区制100周年記念事業実行委員会事務局

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名
(連絡責任者)
氏 名
住 所
電 話
E-mail

次の行事等について、鶴見区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズを使用したいので届出します。

届出内容

使用する要素	使用する要素にチェックを入れてください。 ☐ ロゴマーク ☐ キャッチフレーズ
使用の趣旨・目的	
使用方法	該当する使用目的にチェックを入れてください。 ☐ 看板類 ☐ 印刷物 ☐ 映像 ☐ 記念品類 ☐ ウェブサイト ☐ SNS () ☐ その他 ()
使用期間(※)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
作成(配布)数	
備考	

※使用期間は令和10年3月31日までの期間としてください。

※商品に使用する場合は、商品化にあたり、事前に下記の事務局までご相談ください。

鶴見区制100周年記念事業実行委員会事務局

T E L : 045-510-1676

F A X : 045-504-7102

E-mail : tr-100th-logo@city.yokohama.lg.jp

鶴見区制 100 周年記念

ロゴマーク・キャッチフレーズ等使用ガイドライン

はじめに

この資料は、鶴見区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ等使用ガイドラインです。

鶴見区は、2027年10月1日で区制施行から100年を迎えます。

この節目にあたり、記念事業や広報活動における統一的なデザイン運用を目的として、記念ロゴマーク・キャッチフレーズ等を策定しました。

本ガイドラインは、100周年事業に関わるすべての関係者が、統一されたデザインを通じて鶴見区の理念と魅力を効果的に発信することを目的としています。

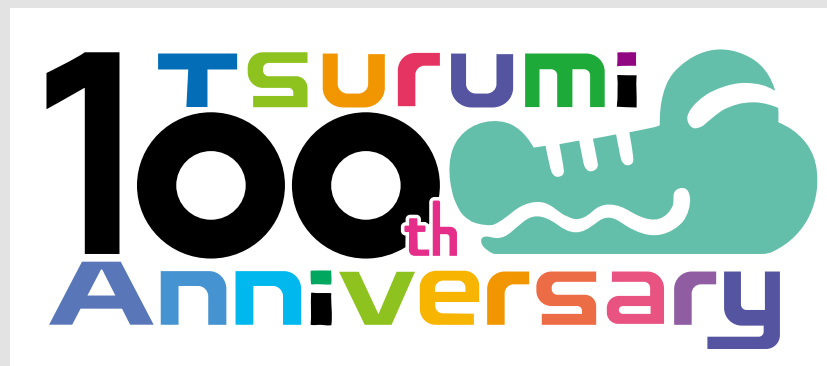
記念ロゴマーク・キャッチフレーズ等の適切な運用により、ブランドイメージの一貫性を確保し、広く共有していきます。

本ガイドラインをご活用いただき、鶴見区の歴史と未来をつなぐ100周年のメッセージを、より多くの方々へ届けていただければ幸いです。

ロゴマーク

鶴見区制100周年の象徴として使用します。

4C / 1C / 透過の3つのバリエーションがあります。場面に応じて最適なバリエーションを選択してください。



ロゴマーク

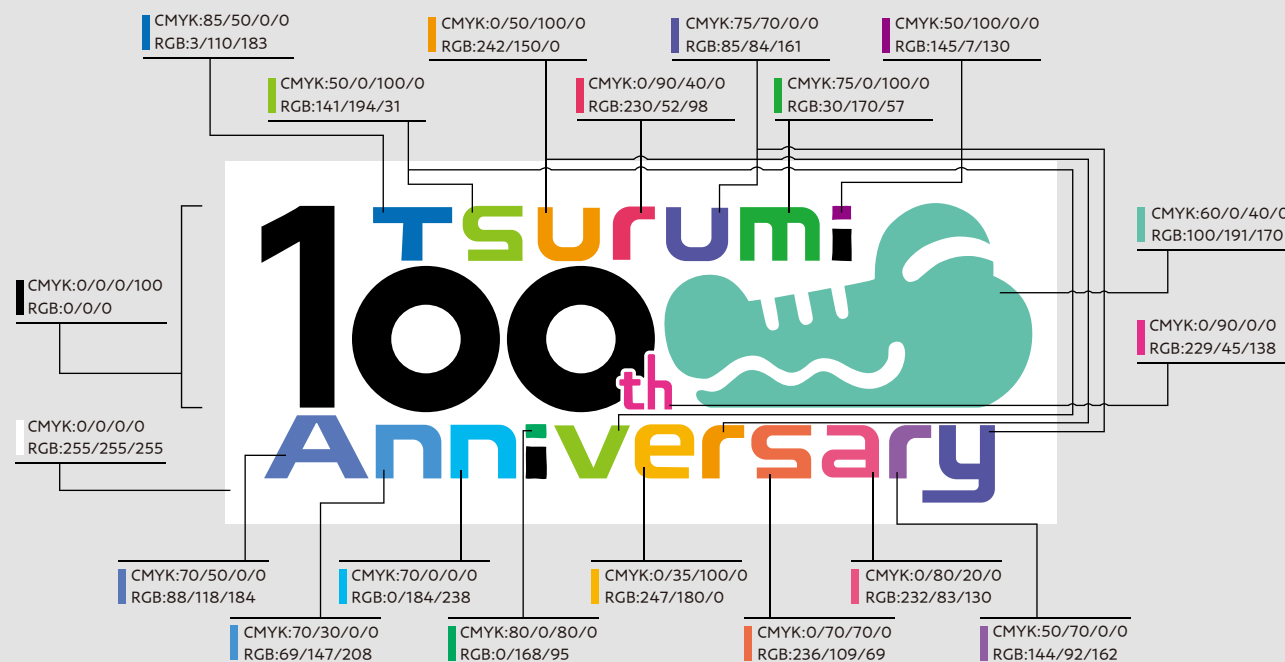
4C

基本となるフルカラーのロゴマークです。

視認性向上のため、白いフレームがあります。



色指定



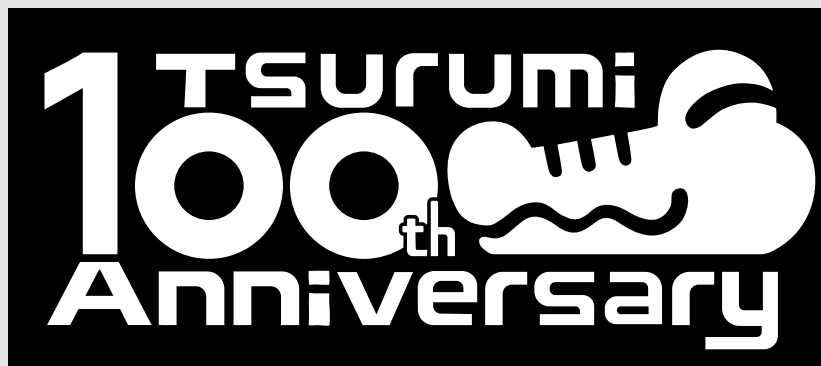
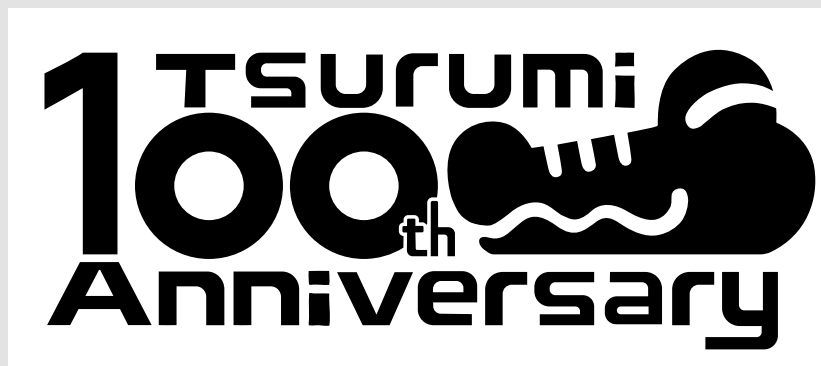
ロゴマーク

1C

白黒2値のロゴマークです。

モノクロ原稿もしくは4Cロゴマークを用いると煩雑になる場合などに使用します。

4Cロゴマークと同様に、白または黒のフレームがあります。



色指定

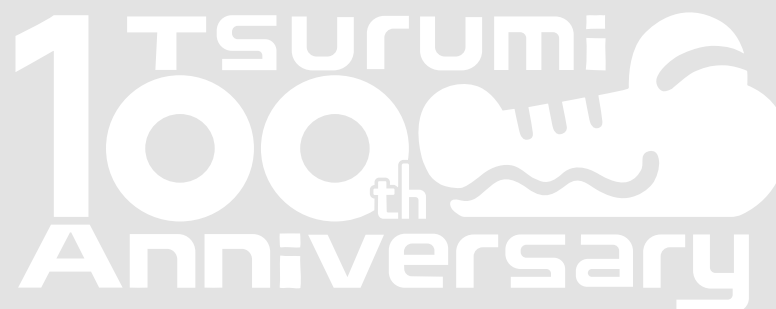
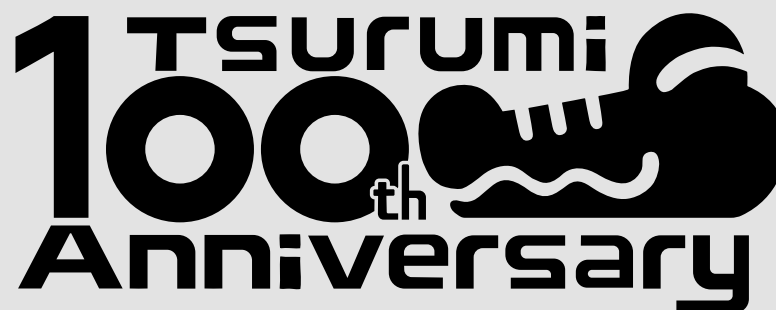
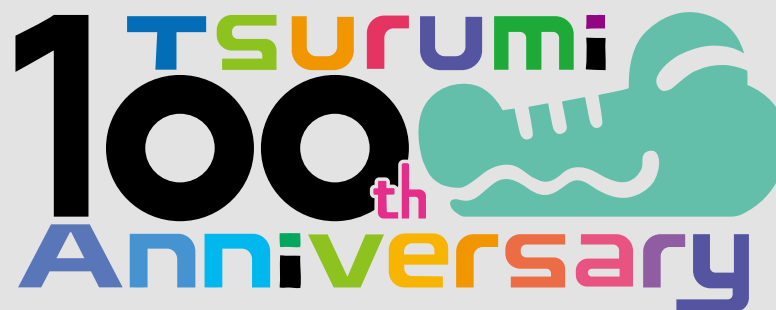
CMYK:0/0/0/100
RGB:0/0/0

CMYK:0/0/0/0
RGB:255/255/255

ロゴマーク

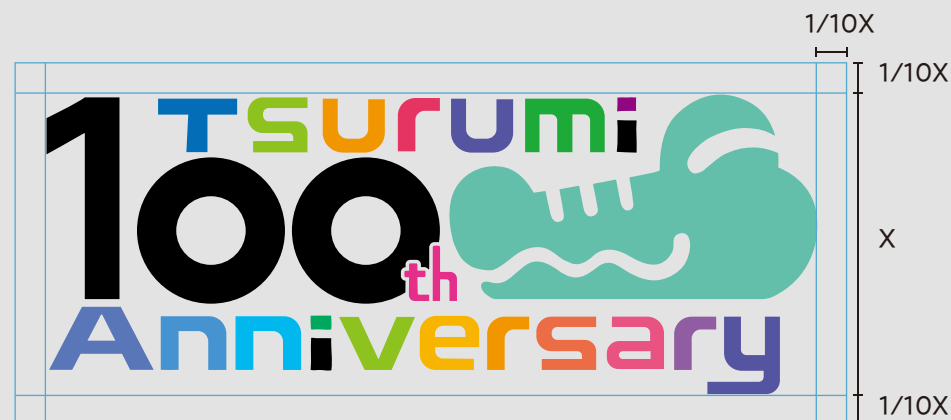
透過

背景が透過したロゴマークです。
シルクスクリーン印刷や特色印刷、
クリア素材への印刷、特殊加工な
どの版、グラフィックの上に重ねる
場合などの演出に使用します。



ロゴマーク アイソレーション

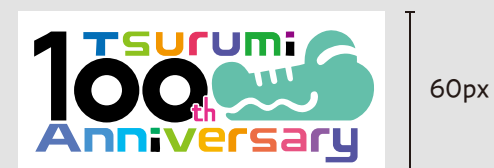
ロゴマークの高さの10%をアイソレーションスペースとして確保してください。



ロゴマーク 最小サイズ

印刷物などの表示では、高さ15mmを推奨最小サイズとします。200dpi相当を下回る解像度や解像感の悪いメディアなどで出力する場合は、最小サイズを満たしていても視認性に注意してサイズを決定してください。

画面上の表示では、高さ60pxを推奨最小サイズとします。物理的な表示寸法はデバイスによって変化するため規定しませんが、十分な視認性は確保してください。



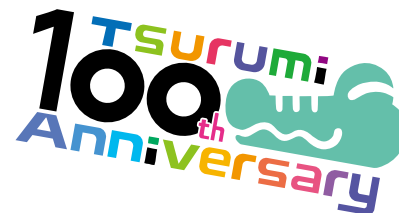
ロゴマーク 表示方法 1

ロゴマークの表示において以下の
事項は禁止されています。

- ・変形する
- ・傾ける
- ・左右反転する
- ・構成要素のバランスを変える
- ・構成要素を取り出す
- ・他の要素と組み合わせる
- ・フレーズまたは文章の中で使用する
- ・書体を変える
- ・指定以外の色で表現する
- ・透過ロゴに影をつける
- ・透過ロゴを判別できない背景で使用する
- ・低解像度のデータを使用する



NG 変形する



NG 傾ける



NG 左右反転する



NG 構成要素のバランスを変える



NG 構成要素を取り出す



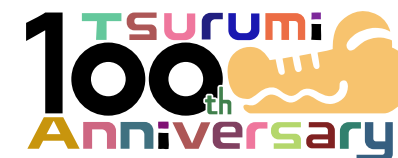
NG 他の要素と組み合わせる



NG フレーズまたは文章の中で使用する



NG 書体を変える



NG 指定以外の色で表現する



NG 透過ロゴに影をつける



NG 透過ロゴを判別できない背景で使用する



NG 低解像度のデータを使用する

ロゴマーク 表示方法 2

透過ロゴマークは前頁の事項に加え、これらの点に注意して表示してください。

- ・明るい背景には黒の透過ロゴマーク、暗い背景には白の透過ロゴマークを使用するなど、ロゴマークと背景のコントラストを確保して視認性を確保する

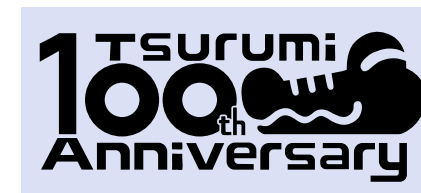
例外表示

以下の場合には透過ロゴマークに指定色以外を使用することができます。

- ・金属／樹脂／皮革／布地等の各種素材への刻印など、素材そのものが持つ固有色で表現する場合
- ・シルクスクリーン／特色1色印刷／ドットマトリクスディスプレイなど、表示媒体の仕様により指定色での表現が困難な場合



OK 視認性が高い色の使用



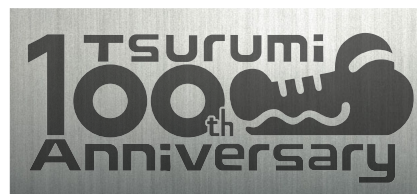
OK 視認性が高い色の使用



OK 暗い写真の上に白で配置



OK 明るい写真の上に黒で配置



OK 金属刻印



OK 木材刻印

キーカラー

メインカラー

ロゴマークのキーカラーは以下の色で定義されています。

メインカラー

鶴見区のマスコットワックンを象徴する色です。4Cカラーで表示する場合、ロゴマーク内のワックンの顔は必ずメインカラーを使用してください。

色指定

CMYK:60/0/40/0

RGB:100/191/170

メインカラー



キーカラー

セカンダリーカラー

アクセントカラー

セカンダリーカラー

鶴見区の地域イメージである丘のまち・川のまち・海のまちをイメージした色です。メインカラーに近接するトーンとして使用することができます。

アクセントカラー

メインカラーをより引き立てたり、印象を変化させるために使用する強調色です。

セカンダリーカラー 1



CMYK:80/10/45/0
RGB:0/161/153

アクセントカラー 1



CMYK:0/80/0/0
RGB:245/85/159

セカンダリーカラー 2



CMYK:90/10/60/0
RGB:0/153/128

アクセントカラー 2



CMYK:0/60/0/0
RGB:237/134/179

セカンダリーカラー 3



CMYK:70/30/0/0
RGB:69/147/208

キャッチフレーズ

ロゴマークと同様に鶴見区制100周年を象徴するものです。

原則ロゴマーク及び「2027年は鶴見区制100周年」というフレーズとともに使用します。

鶴見愛 未来もずっと このまちと

鶴見愛 未来もずっと このまちと

鶴見愛 未来もずっと このまちと

色指定

CMYK:0/0/0/100
RGB:0/0/0

CMYK:0/0/0/0
RGB:255/255/255

ロゴマーク・ キャッチフレーズ等 のコンポジット 4C

ロゴマーク及びキャッチフレーズ、
「2027年は鶴見区制100周年」、メ
インカラーを組み合わせたもので
す。一貫したイメージの発信のため
に、基本的に規定のコンポジットを
使用するものとします。



2027年は鶴見区制100周年

鶴見愛 未来もずっと このまちと



2027年は鶴見区制100周年

鶴見愛 未来もずっと このまちと



鶴見愛
未来もずっと
このまちと

2027年は
鶴見区制
100周年

鶴見愛
未来もずっと
このまちと



2027年は鶴見区制100周年

鶴見愛
未来もずっと
このまちと



2027年は鶴見区制100周年

鶴見愛
未来もずっと
このまちと



2027年は鶴見区制100周年

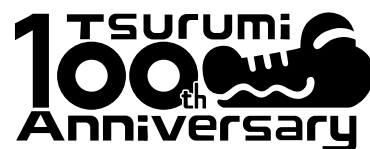
鶴見愛
未来もずっと
このまちと



2027年は鶴見区制100周年

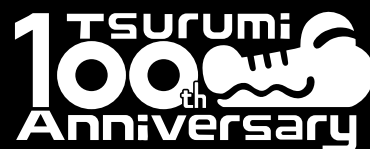
ロゴマーク・ キャッチフレーズ等 のコンポジット 1C

白黒2値のコンポジットです。
モノクロ原稿もしくは4Cコンポジットを用いると煩雑になる場合などに
使用します。



2027年は鶴見区制100周年

鶴見愛 未来もずっと このまちと



2027年は鶴見区制100周年

鶴見愛 未来もずっと このまちと



鶴見愛
未来もずっと
このまちと

2027年は
鶴見区制
100周年

鶴見愛
未来もずっと
このまちと



2027年は鶴見区制100周年

鶴見愛
未来もずっと
このまちと



2027年は鶴見区制100周年

鶴見愛
未来もずっと
このまちと



2027年は鶴見区制100周年

鶴見愛
未来もずっと
このまちと



2027年は鶴見区制100周年

鶴見区制100周年記念 ロゴマーク・キャッチフレーズが決定しました！

令和9年10月1日に迎える鶴見区制100周年に向け、機運醸成を進めていくためのロゴマーク及びキャッチフレーズが決定しました。ロゴマークには4,592人の投票、キャッチフレーズには142件の応募をいただきました。

今後、関連イベントや広報などで積極的に活用します。皆さまもぜひ活用いただき、一緒に区制100周年を盛り上げていきましょう。

■ロゴマーク

鶴見区のマスコットキャラクター「ワックン」を取り入れた3つのデザイン案について、区内イベントや施設等での投票を行い決定しました。



<デザインコンセプト>

鶴見区の形を模した「ワックン」の横顔をモチーフに、多文化が息づく街・鶴見の魅力と100周年を迎えるワクワク感を、彩り豊かなカラーで表現したポップなデザイン。

■キャッチフレーズ

鶴見区内在住・在勤・在学または鶴見区にゆかりのある方を対象に一般公募を行い、鶴見区制100周年記念事業実行委員会による選考等により決定しました。

鶴見愛 未来もずっとこのまちと

<作成者からのメッセージ> 鶴見区在住 ^{すずき}鈴木 ^{けんたろう}謙太郎 様(30代)

「鶴見で生まれ育ち、これからもこのまちに住み続けたいという地元愛と、これからのこのまちの発展、多文化共生へのより深い相互理解を、との願いを込めました。」

■ロゴマークの利用について

ロゴマークの利用にあたっては届出が必要です。鶴見区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ取扱要綱及びガイドラインをご確認のうえご利用ください。詳しい情報はウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/shokai/100thkinen/>



裏面あり



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



■ロゴマークとキャッチフレーズを合わせたデザインのパターン例



■お披露目式の様子

お披露目式の写真

【開催概要】

開催日:令和8年3月19日(木)

開催場所:鶴見区役所 5階特別会議室

出席者:鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会

委員長 宮野 昌夫(鶴見区自治連合会会長)

副委員長兼運営委員長 木佐美 信行 (鶴見区自治連合会副会長)

鶴見区長 渋谷 治雄

キャッチフレーズ作成者 鈴木 謙太郎 様(鶴見区在住)

実施内容:ロゴマーク及びキャッチフレーズのお披露目、キャッチフレーズ作成者の表彰等

お問合せ先

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会広報部会事務局長 (鶴見区区政推進課長)

児玉 順平 Tel 045-510-1675



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 令和 7 年度事業報告（案）について

1 総務・式典部会

(1) 協賛金について

第 2 回運営委員会にて、令和 8 年 4 月から募集する協賛金の特典概要や今後のスケジュールについて進捗状況を報告しました。

2 イベント・魅力部会

(1) 実行委員会主催イベント（プレイベント・オープニングイベント・メインイベント）

鶴見区制 100 周年を区民全員でお祝いする機運を醸成するためのプレイベントや、100 周年イヤーの始まりに行うオープニングイベント、令和 9 年 10 月の 100 周年記念日に行うイベントの内容について検討を行いました。

(2) 連携事業

ア 認定・共催事業

市民活動団体や企業等が行う区制 100 周年を祝う事業に対して認定または共催を行う制度を検討しました。

（事業期間：（認定）令和 8 年 4 月～令和 9 年 12 月

（共催）令和 9 年 1 月～令和 9 年 12 月）

※認定事業：区制 100 周年記念の名称、広報協力。

※共催事業：認定事業に加え、会場の提供、補助金を交付

イ その他

地域のお祭りや区民祭りと区制 100 周年事業を連携させていくことを検討しました。

日程	主なイベント（予定）
1 月～3 月	鶴見区消防出初式（1 月） など
4 月～6 月	GREEN×EXPO 2027、三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル（5 月） など
7 月～9 月	鶴見区民文化祭（9～12 月） など
10 月～12 月	つるみ臨海フェスティバル（10 月） など

3 広報部会

(1) コンセプト・ロゴ・キャッチフレーズの策定

第 2 回実行委員会にて鶴見区制 100 周年記念事業コンセプトが決定。コンセプトに沿って 10 月 10 日～11 月 28 日の期間でロゴマーク投票及びキャッチフレーズの公募を実施しました。啓発チラシやポスターを作成し、区庁舎や区内各施設での PR のほか、区民まつりを始めとした各種イベントでの PR により、ロゴマークは 4,592 人の投票、キャッチフレーズは 142 作品の応募がありました。キャッチフレーズは「鶴見愛 未来もずっと このまちと」に決定し、令和 8 年 3 月にロゴマークと合わせて公表予定です。

(2) WEB サイトや横断幕等による機運醸成

令和 7 年 10 月に鶴見区制 100 周年記念事業特設ページを開設したほか、順次、鶴見駅周辺や区庁舎壁面等に横断幕を設置するなどにより周知を進めています。

(3) 広報グッズの作成

ロゴ・キャッチフレーズをデザインしたボールペン、ステッカー、のぼり旗を作成しました（3 月中納品予定）。今後区内イベントなどで活用予定です。

令和 7 年度 鶴見区制100周年記念事業実行委員会 決算書(仮)

収入の部1,000,000 円

支出の部1,000,000 円

差引額0 円

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

収入				R 7 予算	R7決算	備考
	補助金			1,000,000	1,000,000	
		補助金		1,000,000	1,000,000	鶴見区
	その他			0	0	
		その他		0	0	
収入計				1,000,000	1,000,000	

支出		R 7 予算	R7決算	備考	
	広報費		800,000	972,400	
		ロゴマーク作成委託費	0	297,880	
		ロゴ・キャッチフレーズ公募に係る印刷費	0	175,230	
		広報グッズ製作費	0	499,290	のぼり旗、ボールペン、ステッカー
	事務費		200,000	15,000	
		消耗品費	0	15,000	印鑑
		その他経費	0	0	
支出計		1,000,000	987,400		

※数量一部調整中

繰越金			R 7 予算	R7決算	備考
	繰越金		0	0	
		繰越金	0	0	
繰越金計			0	0	

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 令和 8・9 年度事業計画について

1 総務・式典部会

(1) 協賛募集（令和 8・9 年度）

令和 8 年 4 月～9 年 3 月末までを募集強化期間とし令和 9 年中まで募集します。

(2) 記念式典・祝賀会（令和 9 年度）

令和 9 年 10 月に、式典・祝賀会と合わせて、アトラクション等を実施します。

90 周年時式典・祝賀会の実施場所（鶴見大学記念ホール及び食堂）

○参加人数（予定）
約 500 名
ホール 496 名
食堂 500 名



記念ホール



食堂での祝賀会イメージ

2 イベント・魅力部会

(2) 実行委員会主催イベント

ア メインイベント（令和 9 年度 10 月）

記念式典・祝賀会開催と合わせて、区民の方が楽しめるイベントを開催し、区全体の祝賀ムードを盛り上げます。また令和 8 年度はそれに向けた検討・調整を進めます。

イ プレイイベント（令和 8 年度 10 月）

令和 8 年上半期に機運醸成・認知度向上の施策として鶴見の魅力を伝えるポスター、動画のコンクールを行い、100 周年の一年前にあたる令和 8 年 10 月初旬に、サルビアホールでその表彰式と鶴見駅周辺イベントを行います。

ウ オープニングイベント（令和 8 年度 1 月）

100 周年の始まりである令和 9 年 1 月に、100 周年イヤーの開始をお祝いするイベントを行います。

(2) 連携事業（令和 8・9 年度）

100 周年プレイヤー・本番イヤー（令和 8 年 4 月～令和 9 年 12 月）に区内で実施される事業やイベント、区民まつり等を 100 周年記念事業と連携させ、区制 100 周年の周知・盛り上げを図ります。

【連携が想定される主なイベント】

日程	主なイベント（予定）
1 月～3 月	鶴見区消防出初式（1 月） など
4 月～6 月	GREEN×EXPO 2027（3～9 月）、三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル（5 月） など
7 月～9 月	鶴見区民文化祭（9～12 月） など
10 月～12 月	つるみ臨海フェスティバル（10 月）、など

併せて、認定・共催事業制度として、区内の団体や企業等が行う区制 100 周年を

祝う事業に対して認定または共催を行います。

- 事業期間：（認定）令和８年４月～令和９年１２月
（共催）令和９年１月～令和９年１２月）
- 認定事業：区制 100 周年記念の名称、広報協力。
- 共催事業：認定事業に加え、会場の提供及び補助金を交付。

3 広報部会（令和８・９年度）

ア 各種イベント広報

令和８年１０月に実施予定のプレイベントから、令和９年度に開催予定の記念式典やメインイベントまでの様々な企画・イベントを周知するため、メディア媒体へのＰＲや広報よこはま、鶴見区役所 SNS 等による情報発信など、様々な手段で広報を行います。

イ プロモーション企画

広報よこはまや区役所 SNS、各種メディア媒体による区の歴史や魅力に関するコンテンツ発信など、様々なプロモーションの取組を展開します。

ウ 広報・記念グッズ等の制作

ロゴマークやキャッチフレーズを用いた広報グッズのほか、企業等との連携による記念品等の作成について検討・実施します。

4 区役所の関連取組（参考）

実行委員会が実施する事業と連携し、区制 100 周年の盛り上げりに寄与する取組が実施されます。

(1) 土木事業関係（令和９年度）

100 周年記念デザインマンホール

5 今までの主な活動

【これまでの主な経過】

令和 7 年	3 月	第一回鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 開催
	7 月	第二回鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 開催
	9 月	第一回鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 運営委員会 開催
	10 月	ロゴマーク投票開始 キャッチフレーズ募集開始
	12 月	第二回鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 運営委員会 開催

令和 8 年度 鶴見区制100周年記念事業実行委員会 予算書

収入の部	17,100,000 円	自 令和 8 年 4 月 1 日
支出の部	10,720,000 円	至 令和 9 年 3 月 31 日
差引額	6,380,000 円	

収入			R8予算	R9予算見込	R8+R9見込み	備考
	協賛金		15,100,000	9,900,000	25,000,000	
		企業	9,500,000	5,000,000	14,500,000	R8目標：60社
		団体・自治会	5,000,000	4,000,000	9,000,000	R8目標：150団体
		個人・その他	600,000	900,000	1,500,000	R8目標：35件
	補助金		2,000,000	3,500,000	5,500,000	
		補助金	2,000,000	3,500,000	5,500,000	鶴見区
	式典・祝賀会参加費		0	3,000,000	3,000,000	
		式典・祝賀会参加費	0	3,000,000	3,000,000	
	その他		0	0	0	
		その他	0	0	0	
収入計			17,100,000	16,400,000	33,500,000	

支出			R8予算	R9予算見込	R8+R9見込み	備考
	総務式典部会		200,000	6,830,000	7,030,000	
		記念式典・祝賀会	0	5,700,000	5,700,000	
		式典・祝賀会その他雑費	0	1,000,000	1,000,000	
		協賛金関係雑費	200,000	130,000	330,000	R8:協賛特典の作成（イベントバックパ ネル等）
	イベント・魅力部会		8,200,000	10,800,000	19,000,000	
		プレイベント	2,000,000	0	2,000,000	
		オープニングイベント	6,000,000	0	6,000,000	
		記念日イベント	0	6,000,000	6,000,000	
		その他イベント	0	2,500,000	2,500,000	
		共催イベント	200,000	1,300,000	1,500,000	
		補助金	0	1,000,000	1,000,000	
	広報部会		1,400,000	5,000,000	6,400,000	
		広報グッズ制作費	700,000	1,500,000	2,200,000	
		各種広報費	700,000	3,500,000	4,200,000	
	事務費		290,000	150,000	440,000	
		消耗品費	100,000	70,000	170,000	文房具、印刷代等
		印刷製本費	100,000	0	100,000	封筒印刷等
		通信運搬費	50,000	30,000	80,000	郵送料
		使用料及び賃借料	0	0	0	駐車場代
		手数料	30,000	20,000	50,000	振込手数料等
		その他経費	10,000	30,000	40,000	手数料負担
	予備費		630,000	0	630,000	
		予備費	630,000	0	630,000	
	補助金返還金		0	0	0	
		補助金返還金	0	0	0	
支出計			10,720,000	22,780,000	33,500,000	

繰越金			R8予算	R9予算見込		備考
	繰越金		6,380,000	0		
		繰越金	6,380,000	0		
繰越金計			6,380,000	0		